

令和 7 年度

行政監査結果報告書

(防災備蓄品等の管理状況)

令和8年3月

豊島区監査委員

目 次

第1	監査の概要	
1	監査のテーマ	1 頁
2	監査の目的	1 頁
3	監査の対象	1 頁
4	監査の観点	1 頁
5	監査の実施期間	2 頁
6	監査の方法	2 頁
7	監査結果の基準	3 頁
第2	備蓄品の概要	
1	豊島区備蓄物資計画による備蓄	4 頁
2	備蓄物資計画以外の備蓄	4 頁
3	備蓄品の保管	6 頁
第3	監査の結果	
1	監査対象	9 頁
2	指摘・指導事項	11 頁
3	意見・要望	11 頁
4	予備調査、事前調査及び事務監査に基づく備蓄品の管理状況	27 頁
第4	監査結果等による改善措置等の報告	49 頁

資料編

豊島区備蓄物資計画

東京都帰宅困難者対策条例

豊島区防災対策基本条例

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

防災備蓄品等の管理状況

2 監査の目的

東京都が10年ぶりに見直し、令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」(以下、「都被害想定」という。)によれば、首都直下地震は今後30年以内に70%の確率、南海トラフ巨大地震は70~80%の確率で発生するとされている。

本区では「都被害想定」の見直しに合わせて、「豊島区備蓄物資計画(令和5年12月)」(以下、「備蓄物資計画」という。)を策定し、「豊島区地域防災計画(令和6年修正)」(以下、「地域防災計画」という。)を修正することで、区の備蓄体制を強化してきた。

また、令和7年3月発行の「協働のまちづくりに関する区民意識調査報告書」によると、特に区が力を入れてほしいと思う施策で「防災対策」が最も高く、令和6年に発生した能登半島地震や、近年の豪雨に伴う水害等で、区民の防災意識もこれまで以上に高まってきている状況である。

そこで発災初期に必須となる防災備蓄品(以下、「備蓄品」という。)等について、「備蓄物資計画」等の計画に基づき適切に管理されているか、把握・検証し、今後の防災対策のさらなる強化に資することを目的として、本監査を実施した。

3 監査の対象

防災危機管理課及び各課において、令和7年10月1日時点で整備・管理している備蓄品等(令和7年度中に購入予定を含む)

4 監査の観点

- (1) 計画等に基づき、適切に管理されているか
- (2) 円滑に供給できる体制となっているか
- (3) 女性や乳幼児、高齢者、障害者、ペット同行等に配慮されているか
- (4) 家庭内・事業者向け備蓄の必要性について、区民等への啓発・周知が図られているか

5 監査の実施期間

令和7年10月22日（水）～令和8年1月28日（水）

6 監査の方法

監査をより効率的かつ効果的に進めるために、全部（局）課を対象として予備調査を実施した。予備調査で備蓄品を管理していると回答した課に対して、事前調査を実施し、関係書類等の提出を求めた。その調査結果の中から選定した対象課に対して事務監査（書類審査・実地検査・ヒアリング）を実施し、さらに事務監査の結果により選定した対象課に対して監査委員監査を実施した。

（1）予備調査

① 実施期間

アンケート 令和7年9月11日（木）～9月22日（月）

② 対象

全部局、全課 ※「課」には局、室、所、センター、担当課長を含む。

（2）事前調査

① 実施期間

書類審査 令和7年10月15日（水）～10月31日（金）

② 対象

9部局24課 監査対象課（9ページ）参照

（3）事務監査

① 実施期間

書類確認 令和7年10月22日（水）～10月31日（金）

実地検査・ヒアリング 令和7年11月17日（木）～11月27日（木）

② 対象

9部局23課 監査対象課（9ページ）参照

備蓄品保管場所（10ページ）参照

（4）監査委員監査

① 実施期間

現地視察及び質疑応答 令和7年1月16日(金)、26日(月)、28日(水)

② 対象

6 部局 8 課 監査対象課 (9 ページ) 参照

7 監査結果の基準

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査の結果及び同第 10 項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」(平成 29 年 1 月 16 日豊島区監査委員決定)に基づき、述べる。

[監査結果における指摘事項等の基準]

1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項 (特別な事情があると認められるものを除く。)
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項 (軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。)
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3. 意見・要望

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

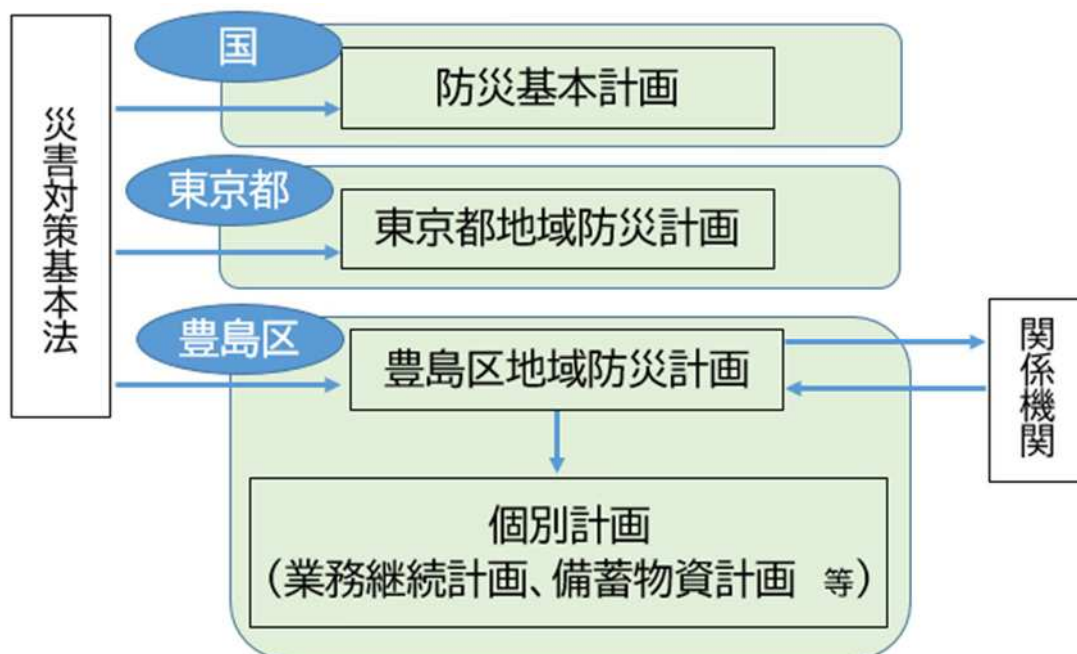
- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

<注記>

- 1 表中に示す構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない場合がある。
- 2 パーセンテージについては、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
- 3 掲載した統計等は、本監査における事前調査及び事務監査のヒアリング等により調査・集計した結果に基づくものである。

第2 備蓄品の概要

1 豊島区備蓄物資計画による備蓄



区では災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、発災時における区及び関係機関が行う災害対応等を定めた「地域防災計画」を中心に防災計画を推進してきた。

令和4年5月に東京都の「都被害想定」が公表されたことから、備蓄物資数の算定根拠・方法を明確化した「備蓄物資計画」を策定し、避難所避難者等に対して、発災後3日間分の食料、飲料水、生活必需品、防災資器材等を備蓄する計画としている。

また備蓄物資計画では、徒歩による容易に帰宅することが困難な帰宅困難者用の3日分の備蓄も行うとしている。

2 備蓄物資計画以外の備蓄

(1) 区職員用、学校の児童用、施設利用者用等の備蓄

東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月1日施行）（以下、「帰宅困難者対策条例」という。）及び豊島区防災対策基本条例（平成25年3月25日施行）（以下、「防災対策基本条例」という。）では「一時帰宅抑制の推進」の事業者の取組（努力義務）として、3日分の水・食料等の備蓄をあげている。豊島区業務継続計画【地震編】（平成31年3月改定）（以下「業務継続計画」という。）でも、これを

踏まえ、発災後から3日間は本庁舎等に待機し、区職員による業務継続体制とし、業務を実施する職員の3日分の水・食料・簡易トイレを確保する計画とした。また帰宅困難者対策条例及び防災対策基本条例を根拠に、学校の教員・児童用、施設利用者の一時保護用等に備蓄品を所有している。

(2) 医療資器材・医薬品の備蓄

発災時に開設される医療救護所^{※1}・緊急医療救護所^{※2}（病院）用の医療資器材と医薬品を備蓄している。

※1「医療救護所」については「3 備蓄品の保管」に記載

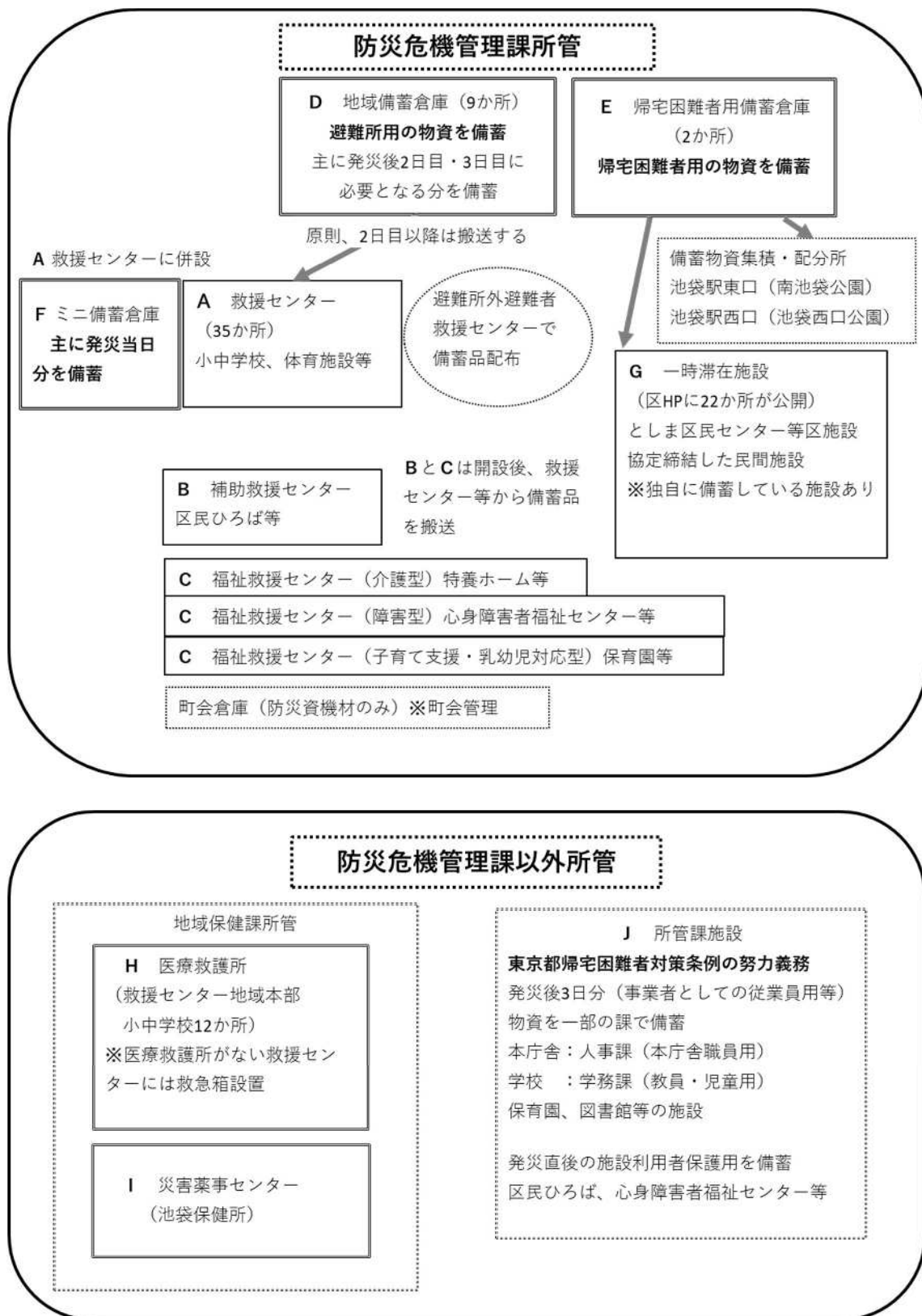
※2「緊急医療救護所」区が発災後に災害拠点病院などの近接地に設置する医療救護所

(3) その他の備蓄

ペット用の備蓄や、台風（風水害）への備えとして土のうの備蓄等があり、土のうは区民用として希望者に配布を行っている。

3 備蓄品の保管

《備蓄品の保管場所及び配給先》



※上記図のA～Jについては7～8ページのA～Jに対応

(1) 救援センター（避難所）

A 救援センター	◆災害により住宅に住めない状態となった場合に、一時的に避難生活を送るための施設 ◆区立小・中学校（30校 [※] ）、みらい館大明、豊島体育館、南長崎スポーツ公園、旧真和中学校、西部区民事務所等複合施設の35か所を救援センターに指定し、ミニ備蓄倉庫を併設 ※千川中学校は令和7年7月から令和10年3月まで改築工事予定のため、救援センターとしての機能を一時的に休止
B 補助救援センター	◆救援センターで避難者を収容しきれない場合に開設する施設 ◆区民ひろば（26施設）、中高生センタージャンプ、区立幼稚園、都立高校、私立大学等48施設を指定 ◆開設時に救援センターから必要な備蓄品を運搬するため、補助救援センターに配備無し
C 福祉救援センター	◆高齢者、障害者、乳幼児等、特別な配慮を必要とする避難者を受け入れる施設 ◆介護型（特養ホーム10施設）、障害型（心身障害者福祉センター、生活実習所、福祉作業所等9施設）、子育て・乳幼児対応型（保育園16園、子ども家庭支援センター2か所）の3種類を指定 ◆令和7年度に福祉救援センター用の備蓄品を防災危機管理課予算で購入し、令和8年3月31日までに納品 ◆高齢者や乳幼児、障害者等が使用する特有の備蓄品（介護型の流動食品や子育て・乳幼児型の乳幼児食、資器材等）を配備 ◆アルファ化米等の救援センターと共通で使用できる備蓄品については、開設時に救援センターから運搬するため、福祉救援センターに配備無し

(2) 備蓄倉庫

D 地域備蓄倉庫	◆避難者用の備蓄物資を集中的に保管するための倉庫 ◆区内9か所に設置 ◆主に発災2日目・3日目に必要となる物資を配備
--------------------	--

E 帰宅困難者用 備蓄倉庫	◆帰宅困難者用備蓄倉庫として2か所に設置
F ミニ備蓄倉庫 (救援センター併設)	◆救援センターに併設 ◆発災直後に必要となる食料・飲料水・生活必需品等を 配備

(3) 一時滞在施設

G 一時滞在施設	◆帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設として、区施設及び事業者、学校等の民間施設から区内29か所を指定し、そのうち22か所を区ホームページにて公開 ◆防災危機管理課配備の備蓄品の他、一部の民間一時滞在施設が独自に備蓄品を配備
-------------	---

(4) 医療救護所・災害薬事センター

H 医療救護所	◆区が、救援センターの立ち上げと同時(災害発生後概ね1日以内)に救援センター地域本部12か所(区内の小・中学校)に開設し、主に軽症者の対応、慢性疾患患者への調剤、体調不良等の診察・相談を実施 ◆救援センター地域本部となる学校の備蓄倉庫や保健室等に医療資器材を配備。 ◆使用する医薬品は、医療救護所周辺の薬局に配備 ◆医療救護所を開設しない救援センターには災害用救急箱を設置
I 災害薬事センター (池袋保健所)	◆震度6弱以上の地震が発生したとき、または区長が必要と認めたときに、池袋保健所内に災害薬事センターを設置 ◆池袋保健所に緊急医療救護所(病院)、医療救護所へ補充するための医療資器材と医薬品を配備

(5) その他

J 防災危機管理課 以外の所管課施設	◆区職員、教員・児童用、区施設利用者用備蓄品、土のう等を所管課予算で購入、保管
--------------------------	---

第3 監査の結果

1 監査対象

①監査対象課及び監査内容一覧

No.	部局	課	書類 審査	事務監査			監査委員 監査
				実地 検査	実地検査 実地場所	ヒア リング	
1	総務部	人事課	1	1	本庁舎	1	1
2		防災危機管理課	1	5	①南池袋小学校、南池袋公園 備蓄倉庫、上池袋備蓄倉庫 ②としま区民センター、豊島区立芸術文化劇場 (Brillia HALL)	1	1
3	区民部	地域区民ひろば課	1	1	区民ひろば朋有	1	1
4		西部区民事務所	1			1	
5	スポーツ文化 部	文化企画課	1	1	としま区民センター	1	1
6		文化事業課	1			1	
7		生涯学習・スポーツ課	1			1	
8	産業観光部	産業振興課	1			1	
9	福祉部	高齢者福祉課 (※)				1	
10		障害福祉課	1	1	心身障害者福祉センター	1	1
11	健康部	地域保健課	1	2	池袋保健所、南池袋小学校	1	1
12		生活衛生課	1	1	南池袋小学校	1	1
13		保健予防課	1	1	池袋保健所	1	
14	子ども家庭部	子ども若者課	1	1	中高生センター ジャンプ東池袋	1	
15		児童相談課	1			1	
16		子ども家庭支援センター	1	1	東部子ども家庭支援センター	1	
17		保育課	1	1	目白第一保育園	1	
18	都市整備部	土木管理課	1				
19		道路整備課	1			1	
20		公園緑地課	1			1	
21	教育部	学務課	1	1	南池袋小学校	1	1
22		放課後対策課	1	1	スキップ南池袋	1	
23		学校施設課	1			1	
24		図書館課	1			1	
25		教育センター	1				
合計			24	18		23	8

※購入予定の備蓄品のヒアリングのみ実施した。

②監査対象とした備蓄品保管場所一覧

No.	部局名	課	保管場所数	備蓄品の保管場所内訳
1	総務部	人事課	2 か所	本庁舎、旧朝日中
2		防災危機管理課	54 か所	救援センターミニ備蓄倉庫（区立小中学校等）35か所、地域備蓄倉庫9か所、帰宅困難者用備蓄倉庫2か所、一時滞在施設8か所
3	区民部	地域区民ひろば課	26 か所	地域区民ひろば26か所
4		西部区民事務所	1 か所	西部区民事務所
5	スポーツ文化部	文化企画課	2 か所	としま区民センター、あうるすぽっと（豊島区立舞台芸術交流センター）
6		文化事業課	4 か所	郷土資料館、雑司が谷旧宣教師館、鈴木信太郎記念館、熊谷守一美術館
7		生涯学習・スポーツ課	4 か所	豊島体育館、池袋スポーツセンター（健康プラザとしま）、南長崎スポーツセンター、千早スポーツフィールド
8	産業観光部	産業振興課	1 か所	としま産業振興プラザ
9	福祉部	障害福祉課	4 か所	福祉ホームさくらんぼ、駒込生活実習所・福祉作業所、目白生活実習所・福祉作業所、豊島区立心身障害者福祉センター
10	健康部	地域保健課	46 か所	災害薬事センター（池袋保健所）、医療救護所12か所（救援センター地域本部・区立小中学校）、地域本部以外の救援センター23か所、緊急医療救護所（病院格納庫）10か所
11		生活衛生課	36 か所	池袋保健所（見本のみ）、救援センターミニ備蓄倉庫（区立小中学校等）35か所
12		保健予防課	1 か所	池袋保健所
13	子ども家庭部	子ども若者課	2 か所	中高生センタージャンプ東池袋、中高生センタージャンプ長崎
14		児童相談課	1 か所	児童相談所
15		子ども家庭支援センター	2 か所	東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センター
16		保育課	17 か所	本庁舎、区立保育園16園
17	都市整備部	土木管理課	—	保管場所のみ提供（備蓄品管理は防災危機管理課）
18		道路整備課	1 か所	道路工事事務所
19		公園緑地課	1 か所	公園管理事務所
20	教育部	学務課	34 か所	区立小学校22校、区立中学校8校、区立幼稚園3園、教育センター
21		放課後対策課	22 か所	子どもスキップ22か所
22		学校施設課	1 か所	本庁舎
23		図書館課	6 か所	区立図書館6館
24		教育センター	—	保管場所のみ提供（備蓄品管理は学務課）
	合計	24 課	268 か所	

2 指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

3 意見・要望

(1) 備蓄物資計画における備蓄品の管理状況について

①備蓄目標に対する達成状況

区は、備蓄物資計画において、地震などの災害により、自宅に住むことができなくなった区民が一時的に避難生活を送ることとなる救援センター及び職場や学校等の所属場所が無く屋外で滞留している帰宅困難者を対象に、発災後3日分の備蓄品の品目や数量を定めている。

各救援センターで保管する備蓄品について確認したところ、備蓄物資計画で備蓄目標とした46品目のうち27品目において数量が不足していた(P21～P22 別表1のとおり)。飲料水及び食料については、おおむね備蓄されていたが、洗口液、おしりふき、養生テープについては、全く備蓄されていなかった。

また、帰宅困難者用の備蓄品については、備蓄目標とする9品目のうち5品目において数量が不足していた(P23 別表2のとおり)。

備蓄物資計画は、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震のような大規模災害時における物資の不足や帰宅困難者対策等の課題に対応するため、令和5年度に策定された。具体的な取組は令和6年度以降であったため、今年度、監査を行った時点において備蓄品の不足や未配備が多数あった。

防災危機管理課によると、救援センター用の備蓄品については、令和7年度から10年度、帰宅困難者用の備蓄品については、令和6年度から9年度にかけて購入予定としており、購入後は備蓄物資計画の目標数量を満たす見込みである(P24～P26 別表3、4のとおり)。

目標達成には数年を要することとなるが、地道に計画を遂行し、災害時において備蓄品が有効に活用されるよう適切な管理に努められたい。

また、計画の遂行と並行して、女性や乳幼児、高齢者、障害者等に配慮した品目の検討や改良が施された最新の備蓄品の購入など、計画内容の更新についても随時取り組まれることを望む。

(防災危機管理課)

②帰宅困難者用の備蓄物資量について

区は、備蓄物資計画において、帰宅困難者に対し一時滞在施設への誘導や備

蓄物資の配布等の対策が必要であるとしている。

本計画では一時滞在施設に配備する備蓄物資について、想定する帰宅困難者が必要とする備蓄量（26,147人分）から、区と帰宅困難者対策に関する連携協定を締結している民間の一時滞在施設が独自に用意している備蓄量（令和4年7月時点6,432人分）を差し引いた数量を、区が用意すべき帰宅困難者用備蓄量（19,715人分）としている。

しかし、民間施設における備蓄は独自の判断に基づくものであるため、一時的な保有となる可能性もあり、この算出方法を継続するのであれば、区は計画策定時以降においても定期的に民間施設の保有状況を把握し区の備蓄量を調整することが必要となる。民間施設での備蓄量が今後不足する場合も考慮に入れた対応も検討されたい。

（防災危機管理課）

（2）区職員用の備蓄品について

①業務継続計画に基づく備蓄品について

業務継続計画は、地域防災計画に基づき、大規模災害時において優先的に取り組むべき業務をあらかじめ選定し、業務の継続に必要な体制を整備するための計画として位置付けられている。

業務継続計画では、交通機関の停止が長期にわたると想定される場合、原則として、区職員は発災後3日間本庁舎に待機し、他自治体等からの応援を見込まず、区職員による業務継続体制をとることとし、帰宅困難者対策条例第7条及び防災対策基本条例第6条を踏まえ、3日分の飲料水、食料、簡易トイレの備蓄及びそれらの保管場所を定めている。しかし、本計画は平成31年以降見直されておらず、職員用備蓄品の積算根拠となる職員数を3,000人（全動員職員）としており、人事課が令和7年10月時点で目標値とする1,500人（本庁舎勤務職員）※とは、対象とする職員や人数において大きく乖離している。

実地監査で確認したところ、飲料水、食料ともに計画数に足りておらず、飲料水は全て賞味期限が過ぎていた。業務継続計画において飲料水、食料のほかに提供すべきとされている医療については、職員用保健室を活用することとしており、その他提供すべきとされている被服や簡易トイレについては全く備蓄されていなかった。

※1,500人（本庁舎勤務職員）：本庁舎勤務の正規職員1,094人と会計年度任用職員344人の合計に予備を含めた数値（令和7年10月1日時点）

【人事課が配備する本庁舎勤務職員の備蓄品】

品目	東京都帰宅困難者 対策ハンドブック 備蓄量目安（3日分）	左記の備蓄量目安の算定式	在庫数量合計	過不足
食糧（アルファ化米）	13,500食	職員数1,500人（※）×1日3食×3日分	4,200食	-9,300食
水（500ml）	27,000本	職員数1,500人（※）×1日3ℓ×3日分	21,216本	-5,784本

【業務継続計画より抜粋「水、食料等の備蓄（3,000人の3日分を備蓄）」】

備蓄物資	内容	保管場所
飲料水	54,000本（0.5ℓ） （1人あたり1日3ℓ）	豊島区本庁舎 としま区民センター
食料	クラッカー 9,000食 クッキー 9,000食 ビスケット 9,000食 （1人あたり1日3食）	
簡易トイレ	36,000枚 （1人あたり1日4枚）	

【業務継続計画より抜粋「非常時優先業務一覧」】

災対課	災対班	分掌事務	業務の内容	担当課
職員課	職員班	職員の服務、 給与、給食、 医療及び被服	<ul style="list-style-type: none"> 各課と連携を図りながら職員の動員についての検討 被災時の職員の服務や給与支給等についての検討 動員職員への食料、医療、被服の提供 	人事課
			<p style="text-align: center;">業務目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生後、速やかに各課と連携して、災害対策本部への職員の動員について検討する。また、動員職員の服務や給与支給等についても併せて検討する。 動員職員に食事、被服を支給できるよう応援物資の支給方法について検討し、支給体制を整える。 保健所等と連携し、医療従事者（医師、看護師）の動員を検討し、医療体制を整える。 	



【区職員用の賞味期限切れ飲料水】



【区職員用飲料水（本庁舎地下）】

大規模災害により業務継続計画が発動されれば、区は災害対策体制へと移行し、災害の規模によるが、業務継続計画の対象期間となる発災後 2 週間、一部業務においては 1 か月間、職員は非常時優先業務に従事することとなり、24 時間態勢で業務に従事することや長期間本庁舎等に待機することも想定される。

区は、職員用備蓄品について、業務継続計画に定められた災害対策業務を遂行するために必要なものとして捉え、携わる職員が支障なく職務を全うできるよう業務継続計画において位置付けるべきである。

なお、現在は飲料水及び食料のみの配備となっているが、災害時の業務遂行において必要となる品目について十分に検討し配備されたい。

(防災危機管理課、人事課)

②帰宅困難者対策条例等に基づく備蓄品について

帰宅困難者対策条例第 7 条及び防災対策基本条例第 6 条において、事業者は従業者が一斉に帰宅することを抑制するための取組（努力義務）として、3 日分の飲料水、食料等の備蓄等をあげている。区においても、事業者として職員の帰宅困難に際して備蓄品を用意すべきであると考えるが、本庁舎で勤務する職員用の備蓄品は、業務継続計画に基づき人事課が提供することとされている災害時の動員職員用（全職員を想定）の飲料水、食料のみであった。

動員職員用以外に帰宅困難となった職員用の飲料水、食料の備蓄は特段配備されておらず、都が例示している品目、毛布、携帯トイレ等については全く備蓄されていなかった。

本庁舎以外の出先施設で勤務する職員用の備蓄品については、区民ひろば、保育園、幼稚園、小・中学校、子どもスキップ、図書館の他数か所において、所管課独自の判断により配備されていたが（P10 一覧表）、未配備の施設もあった。

防災危機管理課及び所管課に対して職員用の備蓄品のあり方についてヒアリングを行ったところ、全庁的に取扱いが不明確であることが判明した。

本庁舎及び出先施設の職員の備蓄品について、不足または配備されていない状況は、単に帰宅困難者対策条例第 7 条及び防災対策基本条例第 6 条に規定される事業者としての努力義務に反しているばかりでなく、区が民間事業者に対して本条項を根拠に帰宅困難者対策について啓発する立場であることから、自らが率先し努力義務を果たすべきであった。

区職員は、発災時において、前述のように業務継続計画における災害対策業

務を遂行する動員職員であると同時に一時帰宅の抑制のため施設内に待機する場合もある。このことから、業務継続計画に基づく業務遂行のための備蓄と帰宅困難者対策条例及び防災対策基本条例に基づく事業者としての備蓄、両者の観点から備蓄品を備える必要があると考える。

区は早急に、両者の観点を持って職員用備蓄品の配備体制を構築し、適切な管理運用に努められたい。

(防災危機管理課、人事課)

(3) 小・中学校の児童・生徒及び教職員の備蓄品について

小・中学校においては、帰宅困難者対策条例第9条及び防災対策基本条例第6条に基づき、大規模災害時に児童・生徒等を学校施設内に待機させ安全を図ることとされており、保護者が迎えに来るまで学校内に待機する児童・生徒及び教職員全員の3日分を想定した備蓄品を配備している。

南池袋小学校の現地検査において、保管状況を確認したところ、賞味期限切れのため廃棄する備蓄品があった。古い備蓄品が整理されないまま格納庫の一角に保管されている状況は、災害時に誤って配布するなど、混乱の拡大を招く恐れがある。令和6年度の定期監査結果報告書の施設監査においても、別の小学校の賞味期限切れの備蓄品について指摘しているところである。

備蓄品の棚卸の計画や配備については所管課である学務課が管理し、賞味期限の近い備蓄品については、廃棄が生じないように学校が防災教育等で児童・生徒に配布する仕組みとしている。学務課は学校との連携が機能しない要因を解明し、両者で協力のもと備蓄品の管理について強化を図られたい。



【南池袋小学校の賞味期限切れ備蓄品】

また、児童・生徒用の備蓄品の数量については、全児童・生徒数の約3割としている。令和7年度の小・中学校の引渡し訓練調査によると、保護者に引渡しできなかった割合は小学校平均が約14.7%、中学校平均が約30%、全体平均が約17.8%となっていた。引渡しできなかった割合が30%を超えている学校もあることや、日時があらかじめ分かっている引渡し訓練の時より、保護者が引き取りに来られない割合が高まる事も考慮し、購入数の算定について検討されたい。

そのほか、放課後、子どもスキップや校庭を利用している児童が被災した場合について、学校が配備する備蓄品が支給されるのか、最寄りの救援センターから支給されるのかを確認したところ、学校を所管する学務課と子どもスキップを所管する放課後対策課で見解が異なっていた。両課及び両施設の協議の上、見解を一にされたい。

(学務課、放課後対策課)

(4) 各救援センター等の備蓄等の対応について

①補助救援センター・福祉救援センター

補助救援センター、福祉救援センターとも、開設時に救援センターから必要な備蓄品を搬送することとなっている(P7参照)。災害時初期の混乱時の中で、救援センターから円滑に備蓄品を搬送できない事も想定されるため、あらかじめ施設内に一定量の備蓄品を備えておくことが望ましい。

また、救援センターにはマンホールトイレがあるが、補助救援センターと福祉救援センターにはマンホールトイレが基本的には備えられていない。

今後、改修や改築の際には、備蓄品の保管場所の確保やマンホールトイレ等の災害用トイレの設置が可能かどうかの視点を持ち、設置の可能性について検討されたい。

そのほか、区民ひろば朋有複合施設については、1階を区民ひろば朋有と東池袋フレイル対策センター、2階を区民ひろば朋有と中高生センタージャンプ東池袋として3課で共有しているが、区民ひろば朋有と中高生センタージャンプ東池袋がそれぞれ別の補助救援センターとして指定されている。同じ施設内で避難所が併設されていることとなるため、開設マニュアルや訓練の実施等を含め合理的な運営方法を検討されたい。

(防災危機管理課、地域区民ひろば課、障害福祉課、高齢者福祉課、子ども若者課、関係各課)

②医療救護所・災害薬事センター

救援センター（避難所）35か所のうち救援センター地域本部12か所内においては、地域保健課（池袋保健所）所管の医療救護所が開設される。

救援センターは、参集した町会、周辺の住民、豊島区職員が「救援センター開設キット」を使用して、速やかに開設できるようになっている。一方で、医療救護所においては、医療資器材に南京錠がかかった状態で現地に配備されているものの、開設に必要な「豊島区医療救護所立ち上げアクションカード（開設マニュアル）（以下、「アクションカード」という。）」と「南京錠の鍵」は池袋保健所に置いてあるため、保健所職員が池袋保健所から救援センターへアクションカードと鍵を持参の上で参集しないと開設ができず、医師、薬剤師等がいち早く参集したとしても保健所職員を待たないと開設ができない状況となっている。

医療救護所においても、あらかじめ救援センターにアクションカードを常備の上、南京錠をダイヤル式に変更し医師会や薬剤師会と共有する等、速やかに開設・運営できる方法を検討されたい。

また、池袋保健所の倉庫には医療救護所補充用の医療資器材と医薬品、災害薬事センター用の医薬品がプラスチックケースに鍵がかかった状態で4段に積み重ねられて保管されている。池袋保健所は令和8年5月に移転予定であるが、移転先の備蓄倉庫では、割れ物である医療資器材及び医薬品が衛生的な状態を保たれるとともに、管理している薬剤師会等に容易に認識できるよう工夫し、適切に配置されたい。

（地域保健課）



【医療救護所補充用の医療資器材（池袋保健所）】



【医療資器材ケースの南京錠】

③一時滞在施設

区が帰宅困難者受け入れのために指定している一時滞在施設の中で、としま区民センターと東京建物 Brillia HALL（豊島区立芸術文化劇場）を監査の対象とした。

両施設では備蓄物資計画に帰宅困難者用備蓄品目として規定されている9品目のうち、乳幼児用の備蓄品目4品目（おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶）については、全く備蓄されていなかった。帰宅困難者用の乳幼児用4品目は南池袋備蓄倉庫1か所のみで保管し、搬出される仕組みとなっている。大規模な災害が発災してから備蓄品を搬出入することは、交通事情や人員確保の点から大変困難であることが予測されるため、可能な限り当該施設内に一定量の備蓄品を備えておくことが望ましい。あわせて、今後新たに一時滞在施設として指定する施設においては施設内備蓄も検討されたい。

（防災危機管理課、関係各課）

（5）物資の輸送に関する協定等について

救援センターに併設のミニ備蓄倉庫には発災当日に必要となる物資が配備されている。2日目以降、備蓄品が不足した場合は、地域備蓄倉庫から各救援センターに備蓄品を輸送することになっている。こうした物資の輸送に関する協定を事業者6者と協定締結することで、輸送手段の確保に努めている。

協定の実効性を高めるため、協定を締結するだけでなく、物資輸送訓練や会議等に幅広く参加を働きかけるなど、日ごろからの連絡体制を構築し、発災時に、速やかに輸送体制を立ち上げられるよう努められたい。

（防災危機管理課）

（6）その他

①避難所の開設・運営の訓練状況

全ての救援センターでは開設・運営訓練を実施している。しかし、補助救援センターと福祉救援センターにおいては、一部の施設でしか開設・運営訓練が実施されておらず、防災危機管理課では開設・運営訓練の状況については、把握していなかった。加えて、救援センター内に設置する医療救護所については12か所ある中、年に1か所のみ訓練の実施となっている。

訓練の実施状況は充分とはいえず、防災危機管理課は訓練の状況を集約し、各所管課に訓練を促し、救援センターとの合同実施も検討するなど、計画的

かつ継続的な実施体制を構築されたい。

また、防災用の資器材については、ワンタッチパーテーションや発電機等、日常的に使い慣れない資器材があることから、訓練を通して使用方法の習得や資器材の保守をおこない、災害時に使用できる状態を維持する事が重要となる。

より有効な訓練とするためには、他自治体の取組事例も研究し、実体験の知見をマニュアルや研修に活用するなど工夫されたい。

あわせて、関係団体や指定管理者、区と協定を締結している企業・大学等、幅広い団体の訓練参加を促し、コミュニケーションを取ることで、災害関係の連絡・調整が円滑になるよう図られたい。

(防災危機管理課、地域保健課、関係各課)

②備蓄品の保管の状況

備蓄倉庫等の扉の周囲には、動線を確保するとともに扉の開閉ができなくなる事態を防ぐため、大きい物や重い物を置かないことが基本となる。また、廊下や通路は非常時の避難経路となるため、安全に避難できる幅を確保する目的で倉庫等の扉が内開きの場合があり、本監査においても複数の施設で見受けられた。

救援センターである南池袋小学校のミニ備蓄倉庫の内開きの扉付近には防災危機管理課配備の飲料水の備蓄品が積まれていた。内開きの扉の場合には、地震等で倉庫内の荷物が散乱し、扉が開かなくなるリスクが予想されるため、扉付近の荷物の積み方などを工夫するとともに、各施設の荷物の積み方及び配置状況について点検・確認を行われたい。

(防災危機管理課、地域保健課、学務課、関係各課)



【南池袋小学校ミニ備蓄倉庫の内開き扉】



【南池袋小学校ミニ備蓄倉庫
内開き扉付近の備蓄品】

(7) 総括意見

本監査では、区で整備・管理している備蓄品の管理状況について、把握・検証を行った。区では、発災初期に必要となる備蓄物資品目や必要数を精査し、備蓄体制の強化を図ることを目的として、備蓄物資計画を策定したが、監査の結果、備蓄物資計画にある備蓄品の品目や数量が欠けている事が判明した。

加えて、業務継続計画における職員用の飲料水、食料の備蓄品についても不足していた。職員用の飲料水、食料の備蓄品の配備は、人事課の役割となっているが、人事課は業務継続計画における所管業務である動員職員への給食の提供について、出先施設分が考慮されていないなど、認識が不十分であった。

また、開設・運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）の作成状況について、補助救援センター、福祉救援センター及び一時滞在施設に指定されている施設の一部においてマニュアルが作成されていない状況が見受けられた。発災時において、マニュアルが整備されていない場合、迅速かつ適切な対応が困難となるおそれがある。防災危機管理課が標準のマニュアルを示すなど、マニュアル作成を促されたい。

以上を踏まえると、防災危機管理課は全体の統括部署として、備蓄品の管理及び他部署に対する総合的な指揮・管理が十分に行われていたとはいえない。

発災時においては、交通網の寸断や流通機能の停滞により、飲食料品や生活必需品の確保が困難となることが想定される。区があらかじめ備蓄品を計画的に配備しておくことは、区民の生命及び生活を維持する上で極めて重要となる。

今後、首都直下地震等の大規模災害が予想される中、区民の生命と財産を守るために、引き続き、備蓄品の計画的な配備や、在宅避難に必要な備蓄を区民に啓発することで、区としての防災力を向上させ、安全・安心なまちづくりに一層の取り組みが図られることを期待する。

区の防災力をより一層向上させるためには、防災危機管理課が主導的な役割を担い、関係部署や町会等の地域団体と密接に連携し、備蓄品の配備を含めた強固な防災体制を構築していくことが不可欠であり、区として、関係各課連携のもと、一体的に取り組むよう、強く望むものである。

(防災危機管理課、関係各課)

別表 1

備蓄物資計画と在庫数比較（地域備蓄倉庫及び救援センターミニ備蓄倉庫分）

令和 7 年 12 月時点

No	「備蓄物資計画」 備蓄品目 P8～20	単 位	区の備蓄 目標数量 (避難所)	地域備蓄倉庫 在庫数量合計	救援センター ミニ備蓄倉庫 在庫数量合計	地域倉庫+ 救援センター ミニ備蓄倉庫 在庫数量合計	過不足	備考
1	アルファ化米	食	156,700	122,310	65,770	188,080	31,380	(品名) スー プごはん
2	アルファ化米 (おかゆ)	食	20,000	17,310	7,200	24,510	4,510	(品名) アル ファ化米(梅が ゆ)
3	ビスケット・ クラッカー	食	74,800	65,180	34,230	99,410	24,610	
4	ライスクッキー	食	3,600	1,872	1,920	3,792	192	
5	液体ミルク	食	4,300	0	3,960	3,960	-340	
6	粉ミルク(アレル ギー対応)(約 300g)(缶)	食	300	0	612	612	312	
7	飲料水	ℓ	70,500	132,792	75,060	207,852	137,352	リットル換算
8	給水用ポリ袋	枚	33,600	1,026	0	1,026	-32,574	
9	毛布	枚	67,100	10,643	20,636	31,279	-35,821	アルミシー ト、レス キューシート 含む
10	段ボールベッド (間仕切り)	枚	42,000	200	6,649	6,849	-35,151	
11	簡易ベッド	台	28,000	11	340	351	-27,649	
12	生理用品	枚	25,800	6,560	31,860	38,420	12,620	
13	哺乳瓶	個	4,600	0	5,042	5,042	442	
14	歯ブラシ	本	33,600	0	133,000	133,000	99,400	歯磨きシート 含む
15	洗口液	包	256,500	0	0	0	-256,500	
16	おむつ (乳幼児用)	枚	18,100	28,420	7,980	36,400	18,300	
17	おむつ (成人介護用)	枚	7,800	15,854	30,106	45,960	38,160	
18	携帯トイレ(避難 所避難者用)	枚	53,400	0	2,800	2,800	-50,600	
19	携帯トイレ(避難 所避難者以外から の要望用)	枚	71,300				-71,300	
参考	簡易トイレ	個	0	297	1,086	1,383	1,383	
20	トイレットペー パー(メートル換 算)	m	641,300	36,000	162,600	198,600	-442,700	1巻50メー トルで計算

No	「備蓄物資計画」 備蓄品目 P8~20	単位	区の備蓄 目標数量 (避難所)	地域備蓄倉庫 在庫数量合計	救援センター ミニ備蓄倉庫 在庫数量合計	地域倉庫+ 救援センター ミニ備蓄倉庫 在庫数量合計	過不足	備考
21	おしりふき	枚	58,200	0	0	0	-58,200	
22	マスク	枚	86,500	5,200	18,760	23,960	-62,540	
23	手指用消毒液	ℓ	806	0	170	170	-636	
24	手袋	枚	2,000	0	900	900	-1,100	
25	ハンドソープ	ℓ	976.5	0	234	234	-743	リットル換算、合計値は468本×500ミリリットルで計算
26	フェイスシールド	枚	360	0	868	868	508	
27	感染防止エプロン	枚	1,000	0	543	543	-457	
28	体温計 (非接触型)	台	72	0	85	85	13	
29	乾電池(単1)	本	4,400	0	2,136	2,136	-2,264	
30	乾電池(単2)	本	400	0	341	341	-59	
31	乾電池(単4)	本	200	0	102	102	-98	
32	延長コード (コードリール)	台	36	33	18	51	15	
33	懐中電灯	台	360	13	31	44	-316	南池袋小学校は10台のところ2台
34	投光機	台	72	0	10	10	-62	スーパーライト含む
35	組み立て式水槽	台	36	13	17	30	-6	
36	空気垂鉛電気	台	108	0	172	172	64	停電時用空気電池含む
37	救援センター看板	台	108	0	26	26	-82	救援センター看板(地図記載)含む
38	ラジオ	台	108	0	131	131	23	
39	担架	台	72	0	71	71	-1	
40	トランジスタメガホン	台	108	5	46	51	-57	拡声器含む
41	発電機	台	72	498	65	563	491	
42	非常用電源用燃料	ℓ	1,404	0	0	0	-1,404	
43	ビブス	枚	360	400	33	433	73	
44	養生テープ	巻	360	0	0	0	-360	
45	ブルーシート	枚	2,160	348	1,371	1,719	-441	
46	アンブルボード	台	36	0	13	13	-23	

別表 2

備蓄物資計画と在庫数比較（帰宅困難者対策用倉庫分）

令和 7 年 12 月時点

No	「備蓄物資計画」 帰宅困難者用 における 備蓄品目 P32～34	単 位	区の備蓄 目標数量 (帰宅困 難者)	帰宅困難者用 倉庫 在庫数量合計	過不足	備考
1	サンドビスケット	食	168,300	142,144	-26,156	下記4種類を合算 (品名)ハーベスト (品名)ビスコ保存(コ ンパクトタイプ) (品名)ブルボン災害 用クラッカー (品名)スーパーバラ ンス(40入り)
		食		(9,744)		
		食		(104,700)		
		食		(21,700)		
		食		(6,000)		
2	ライスクッキー (アレルギー対応)	食	8,000	4,032	-3,968	
3	飲料水	ℓ	59,200	69,492	10,292	水(500ml)138,984本を リットル換算
4	毛布 (保温用資材)	枚	19,800	51,680	31,880	アルミシート、レスキュー シート含む
5	携帯トイレ	枚	288,000	204,170	-83,830	
6	おむつ	枚	16,600	2,080	-14,520	(品名)子供用おむつ
7	液体ミルク	食	1,800	1,800	0	
8	粉ミルク (アレルギー対応)	食	300	240	-60	
9	哺乳瓶	個	2,400	3,936	1,536	(品名)使い切り哺乳 ボトル

別表 3

防災危機管理課 備蓄品購入計画（地域備蓄倉庫及び救援センターミニ備蓄倉庫分）

No	「備蓄物資計画」 における 備蓄品目 P8～20	単 位	区の備蓄 目標数量 (避難 者)	購入 (予定) 合計数	過不足	令和 6年度 以前	購入計画				備考
							令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	
1	アルファ化米	食	156,700	157,200	500		39,300	39,300	39,300	39,300	スープごはん 含む
2	アルファ化米 (おかゆ)	食	20,000	20,000	0		5,000	5,000	5,000	5,000	アルファ化米 (梅がゆ)
3	ビスケット・クラッ カー	食	74,800	74,920	120		18,700	18,740	18,740	18,740	
4	ライスクッキー	食	3,600	3,600	0		432	432	432	2,304	
5	液体ミルク	食	4,300	17,280	12,980		4,320	4,320	4,320	4,320	毎年入れ替え
6	粉ミルク (アレルギー対応) (約300g) (缶)	食	300	1,296	996		324	324	324	324	毎年入れ替え
7	飲料水	ℓ	70,500	108,000	37,500		27,000	27,000	27,000	27,000	リットル換算
8	給水用ポリ袋	枚	33,600	36,000	2,400		9,000	9,000	9,000	9,000	
9	毛布	枚	67,100	72,000	4,900		18,000	18,000	18,000	18,000	アルミシー ト、レス キューシー ト 含む
10	段ボールベッド (間仕切り)	枚	42,000	6,849	-35,151	6,849	0	0	0	0	4,300人分の確 保 今後はテント の備蓄に変更
	テント	張	-	5,800	-		2,900	2,900	0	0	1張で2人分
11	簡易ベッド	台	28,000	28,020	20	720	6,830	20,470	0	0	
12	生理用品	枚	25,800	38,420	12,620	38,420	0	0	0	0	
13	哺乳瓶	個	4,600	7,488	2,888		2,304	1,728	1,728	1,728	
14	歯ブラシ	本	33,600	36,000	2,400		9,000	9,000	9,000	9,000	
15	洗口液	包	256,500	149,850	-106,650			49,950	49,950	49,950	
	歯みがきシート		-	259,200	-		64,800	64,800	64,800	64,800	
16	おむつ (乳幼児用)	枚	18,100	18,276	176		7,980	10,296	0	0	
17	おむつ (成人介護 用)	枚	7,800	12,810	5,010		12,810	0	0	0	
18	携帯トイレ (避難所 避難者用)	枚	53,400	54,000	600		54,000	0	0	0	
19	携帯トイレ (避難所 避難者以外からの要 望用)	枚	71,300	72,000	700		72,000	0	0	0	
20	トイレットペーパー (メートル換算)	m	641,300	825,600	184,300	825,600	0	0	0	0	1巻200メー トル

No	「備蓄物資計画」 における 備蓄品目 P8～20	単位	区の備蓄 目標数量 (避難 者)	購入 (予定) 合計数	過不足	令和 6年度 以前	購入計画				備考
							令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	
21	おしりふき	枚	58,200	72,000	13,800	0	18,000	18,000	18,000	18,000	
22	マスク	枚	86,500	90,000	3,500	0	22,500	22,500	22,500	22,500	
23	手指用消毒液	ℓ	806	828	23	0	207	207	207	207	
24	手袋	枚	2,000	5,400	3,400	0	1,350	1,350	1,350	1,350	
25	ハンドソープ	ℓ	977	1,080	104	0	270	270	270	270	リットル換算
26	フェイスシールド	枚	360	360	0	0	360	0	0	0	
27	感染防止エプロン	枚	1,000	1,080	80	0	1,080	0	0	0	
28	体温計（非接触型）	台	72	72	0	72	0	0	0	0	
29	乾電池（単1）	本	4,400	4,400	0	2,136	0	2,264	0	0	
30	乾電池（単2）	本	400	400	0	341	0	59	0	0	
31	乾電池（単4）	本	200	200	0	102	0	98	0	0	
32	延長コード （コードリール）	台	36	36	0	0	9	9	9	9	
33	懐中電灯	台	360	360	0	0	90	90	90	90	
34	投光機	台	72	72	0	0	18	18	18	18	スーパーライ ト含む
35	組み立て式水槽	台	36	36	0	0	9	9	9	9	
36	空気亜鉛電気 （携帯用充電器）	台	108	1,800	1,692	0	1,800	0	0	0	
37	救援センター看板	台	108	108	0	108	0	0	0	0	
38	ラジオ	台	108	108	0	72	9	9	9	9	
39	拒架	台	72	72	0	72	0	0	0	0	
40	トランジスタメガホ ン	台	108	108	0	72	0	36	0	0	拡声器含む
41	発電機	台	72	77	5	0	23	18	18	18	
	蓄電池	台	-	77	-	23	18	18	18	0	
42	非常用電源用燃料	ℓ	1,404	1,404	0	0	0	1,404	0	0	
43	ビブス	枚	360	360	0	360	0	0	0	0	
44	養生テープ	巻	360	360	0	0	90	90	90	90	
45	ブルーシート	枚	2,160	2,160	0	0	2,160	0	0	0	
46	アンブレボード	台	36	36	0	13	6	10	7	0	

別表 4

防災危機管理課 備蓄品購入計画（帰宅困難者対策分）

No	「備蓄物資計画」 帰宅困難者用 における 備蓄品目 P32～34	単 位	区の備蓄 目標数量 (帰宅困 難者)	購入 (予定) 合計数	過不足	令和 5年度 以前	購入計画				備考
							令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
1	サンドビスケット	食	168,300	168,400	100		42,120	42,120	42,080	42,080	商品変更に 伴う数量変 更
2	ライスクッキー (アレルギー対応)	食	8,000	8,064	64		2,016	2,016	2,016	2,016	
3	飲料水	食	59,200	59,208	8		14,568	14,568	14,568	15,504	リットル換 算
4	毛布（保温用資材）	食	19,800	51,280	31,480	51,280	0	0	0	0	
5	携帯トイレ	食	288,000	288,000	0	100,000	76,000	72,000	40,000	0	
6	おむつ	食	16,600	16,660	60		0	0	16,660	0	
7	液体ミルク	ℓ	1,800	1,800	0		1,800	1,800	1,800	1,800	毎年入れ替 え
8	粉ミルク (アレルギー対応)	枚	300	300	0		300	300	300	300	毎年入れ替 え
9	哺乳瓶	枚	2,100	2,880	780		768	768	768	576	保存年限が 伸びたため 途中から数 量変更

4 予備調査、事前調査及び事務監査に基づく備蓄品の管理状況

下記の設問（１）は、備蓄品の有無を把握するため、全課に対して実施した予備調査の結果である。設問（２）以降は、予備調査で備蓄品を管理していると回答した課に対して事前調査を実施した結果である。

事前調査は備蓄品を所管する防災危機管理課と防災危機管理課以外の課に対して設問内容が異なる調査を実施したため、設問ごと右側に【】書きでいずれの回答かを表記し、両者の回答については【両方】と表記した。

また、事前調査後に実施した事務監査（実地検査・ヒアリング）の結果についても書き添えた。

（１）備蓄品の有無について【予備調査の回答】

全部（局）課を対象として各所管課で管理する備蓄品の有無について予備調査を実施したところ、備蓄品を有で回答したのは65課中24課であった。

【備蓄品の有無】

区分	有	無	計
課数	24課	41課	65課
構成比	36.9%	63.1%	100.0%

（注）土木管理課と教育センターは、備蓄品の保管場所の提供のみのため、この項目では有に含めているが、（２）以降の項目には含まない。

（２）備蓄品の対象者と購入の根拠について【防災危機管理課以外】

①備蓄品の対象者（複数回答可）

防災危機管理課以外の課で保管している備蓄品の対象者は、「施設利用者（児童・生徒含む）」及び「職員用」が11件、「その他」の5件であった。その他の回答のうち区民用は、道路整備課及び公園緑地課の土のうや生活衛生課のペット用の備蓄品等であった。

【備蓄品の対象者】（複数回答可）

区分	施設利用者 （児童・生徒 含む）	職員用	その他	計
件数	11件	11件	5件	27件
構成比	40.7%	40.7%	18.5%	100.0%

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・区民を対象（3件） ・指定管理者を対象 ・補助救援センターとしての開設時に受け入れる対象者を想定

②備蓄品購入の根拠となる計画名や根拠法令（複数回答可）

帰宅困難者対策条例第7条第2項では、事業者は、従業者の3日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならないとされているが、①で職員用と回答した11件のうち、帰宅困難者対策条例を根拠としたのは3件のみであったことから、その他8件については根拠規定を認識せずに購入していたことになる。

また、無回答だった12件のうち、施設の利用者分を独自で購入している一部を除いた課についても、購入の根拠を認識していなかった。

西部区民事務所は根拠を業務継続計画とし、課独自に作成した具体的な業務継続計画を作成していた。

【備蓄品購入の根拠となる計画名や根拠法令（複数回答可）】

区分	豊島区地域 防災計画	東京都帰宅 困難者対策条例	その他	無回答	計
件数	6件	3件	3件	12件	24件
構成比	25.0%	12.5%	12.5%	50.0%	100.0%

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・指定管理者業務基準 ・豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画

（3）備蓄品の管理方法について【両方】

①管理台帳の有無

備蓄品の管理にあたり、管理台帳ありと回答した12件に対して、管理台帳なしと回答した課が10件と半数近くあった。管理台帳なしと回答した課にヒアリングで確認したところ、数量が少ないため作成する必要がないと回答した課やそもそも賞味期限や廃棄、次期購入計画など継続的に管理していく概念がなかった課があった。

また、本庁舎地下の備蓄倉庫には、所管がわからない賞味期限切れの食料等が

あった。管理台帳は賞味期限の管理や在庫管理のために作成することが望ましい。

【管理台帳の有無】

区分	管理台帳あり	管理台帳なし	計
件数	12 件	10 件	22 件
構成比	54.5 %	45.5 %	100.0 %

【②～⑦については、①で管理台帳ありと回答した 12 課の回答】

②管理台帳の形式

システム入力の 1 課を除く全ての課 (11 課) で EXCEL 等のデータで管理しており、紙ベース台帳で管理している課はなかった。

【管理台帳の形式】

区分	EXCEL等のデータ	システム入力	紙ベース台帳	計
件数	11 件	1 件	0 件	12 件
構成比	91.7 %	8.3 %	0.0 %	100.0 %

③管理台帳への払い出し等の記録 (記載している項目) (複数回答可)

管理台帳ありと回答した課のうち、飲食物の備蓄品を管理している全ての課で、有効期限 (賞味期限) を記載していた。

【管理台帳への払い出し等の記録 (記載している項目)】 (複数回答可)

区分	使用	購入・受入	廃棄	有効期限	計
件数	4 件	9 件	5 件	11 件	29 件
構成比	13.8 %	31.0 %	17.2 %	37.9 %	100.0 %

④管理台帳の棚卸作業 (棚卸のペース)

棚卸については、いずれも年に 1 回以上行なわれていた。

【管理台帳の棚卸作業 (棚卸のペース)】

区分	年に数回	年1回	行っていない	計
件数	3 件	9 件	0 件	12 件
構成比	25.0 %	75.0 %	0.0 %	100.0 %

⑤管理台帳での管理（現在の管理方法を用いた時期）

前々年度以前から同じ管理方法とした課が 9 件で全体の 4 分の 3 を占めていた。「今年度から」と回答したのは防災危機管理課で、令和 7 年度から管理方法を在庫管理システムによる管理への移行を進めている。

【管理台帳での管理（現在の管理方法を用いた時期）】

区分	今年度から	前年度から	前々年度以前から	計
件数	1 件	2 件	9 件	12 件
構成比	8.3 %	16.7 %	75.0 %	100.0 %

⑥現在の管理台帳での問題点

現在の管理台帳で管理する上での問題点について、区の共通様式があるとよいという意見があった。

回答
<ul style="list-style-type: none">・業務継続計画内に掲載しており、個別に台帳を作成・管理していない・区の共通様式があるとよい、飲食物以外のものについて、機能や状態の確認が定期的の実施できていない・備蓄個数の根拠を把握していない・すべて手入力のため、誤入力の可能性や更新が遅れることがある・備蓄品の保管状況等の管理（必要な数の購入、その後入替時期にいたるまでの管理、教育委員会と学校の連携等）が課題

⑦今後の管理台帳の変更予定の有無

「今後管理方法を変更する」と回答し、棚卸を実施した日や備蓄品の入れ替え日を記載するなど、より適切な管理方法にすると回答した課が 3 件あった。

西部区民事務所は所管で作成した業務継続計画において、備蓄品の保管場所と数量一覧が組み込まれていたが、今後は管理台帳で別に管理するとのことだった。

【今後の管理台帳の変更予定の有無】

区分	今後管理方法を変更する	管理方法を変更しない	計
件数	3 件	9 件	12 件
構成比	25.0 %	75.0 %	100.0 %

【管理方法を変更すると回答した場合は、今後の管理方法について記載】

回答
<ul style="list-style-type: none"> ・管理しやすい台帳を別途作成する。 ・今年度中に福祉救援センター用としての備蓄品が配備予定のため、備蓄品の保管場所の再配置や、福祉救援センター用とそれ以外の管理方法などを検討したうえで、管理台帳を更新する必要がある。また棚卸のスケジュールも定まっていなため、年度末に計画的に実施するよう定める予定。 ・棚卸を実施した日や、備蓄品の入れ替えを行った日がわかる形式を検討。

⑧備蓄品の管理責任者

施設管理をおこなっている指定管理者とした回答1件を除くと、管理責任者は所属長、校長等であった。

【備蓄品の管理責任者】

区分	所属長、校長等	施設管理者（指定管理者）	計
件数	11 件	1 件	12 件
構成比	91.7 %	8.3 %	100.0 %

(4) 備蓄品のリサイクル及び廃棄について【両方】

賞味期限間近の食料・飲料水の令和6年度以降の主な活用事例として、「所管課等に配布」と並んで「廃棄」が各5件で最も多かった。ヒアリングで確認したところ、予算がないため新しく備蓄品を購入することができず、賞味期限間近の備蓄品を直前まで確保せざるを得ないため、結果として廃棄になる場合があった。

【備蓄品のリサイクル及び廃棄（令和6年度以降の主な活用例）】（複数回答可）

区分	件数	構成比
自主防災組織訓練	3 件	13.6 %
イベント	1 件	4.5 %
防災教育	2 件	9.1 %
子ども食堂や社会福祉協議会等に提供	2 件	9.1 %
所管課等に配布	5 件	22.7 %
その他	4 件	18.2 %
廃棄	5 件	22.7 %
計	22 件	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限間近の食料・飲料水がない。(2件) ・ペット用備蓄品について、地域猫活動を行っている地域協議会に譲渡を予定。 ・福祉事業所で提供している昼食において、「防災食体験」として定期的に使用している。

(5) 備蓄品の保管場所の状況について【両方】

①備蓄品の保管場所

保管場所については、屋内倉庫が124件と最も多く、その他の回答として、体育館や更衣室等倉庫以外の空きスペースに保管されていた。

保管場所の合計件数307件(複数回答可)が示しているとおおり、1ヶ所に備蓄品をまとめて保管できるスペースがなく、空いているスペースに分散備蓄をせざるをえない状況等がうかがえる。スペースの関係で分散して備蓄品を保管している場合は、それぞれの保管場所や備蓄品の内容について分かるよう周知が必要である。

なお、気候の影響を受けやすい屋外倉庫では食料などは保管せず、影響の受けにくい資器材などを保管するなど工夫している課もあった。

【備蓄品の保管場所】(複数回答可)

区分	室内の空きスペース	屋内倉庫	屋外倉庫	その他	計
件数	83件	124件	89件	11件	307件
構成比	27.0%	40.4%	29.0%	3.6%	100.0%

(注) 一課(一施設)において、置き場所が分かれている場合は複数回答とした

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・体育館内(3件) ・更衣室 ・更衣室と教材室 ・プレイルームの棚 ・一時保育室の押入れ ・家庭科準備室 ・水は1階 アルファ化米は2階クラブ室入口 ・学校の放送室, スタジオの棚 ・医薬品や検査キットは鍵がかかる部屋の鍵付きキャビネットに保管, 医療廃棄物容器や消耗品(マスク・PPE)及び数の多い医療資器材は段ボールに入れ、室内の空きスペースへ保管

②備蓄品の保管場所の階数

保管場所は1階が205件と最も多かった。2階以上と地下を合わせると109

件あり、そのうち 51 件にエレベーターが設置されていた。

【備蓄品の保管場所の階数】（複数回答可）

区分	1階	2階	3階以上	地下	計
件数	205 件	60 件	28 件	21 件	314 件
構成比	65.3 %	19.1 %	8.9 %	6.7 %	100.0 %
エレベーターあり	(19 件)	(18 件)	(17 件)	(16 件)	(70 件)

③備蓄品の搬出（搬出時に使用する機器）

備蓄品の搬入出時に使用する機器として、およそ 8 割が台車を使用していた。機器類を使用しないと回答した施設は、保育園 16 園、子どもスキップ 16 か所等機器類を保管する場所がないなど、スペースが限られている施設が多かった。

【備蓄品の搬出（搬出時に使用する機器）】（複数回答可）

区分	リフト等	台車	機器類を使用しない	その他	計
件数	5 件	219 件	48 件	1 件	273 件
構成比	1.8 %	80.2 %	17.6 %	0.4 %	100.0 %

その他の回答

・ワゴン

④鍵の管理（保管場所の鍵の管理者）

備蓄品の保管場所の鍵の管理者は約半数が「主管課管理」で、約 3 割が主管課以外の施設管理者であったが、受託業者による管理も 1 割近くあった。

また、その他として鍵自体がない場合も見受けられたが、ヒアリングで確認したところ、人の目の届く場所等、盗難等の危険性が低い場所であるとのことだった。

【鍵の管理（保管場所の鍵の管理者）】（複数回答可）

区分	主管課管理	委託業者管理	主管課以外の施設管理者管理	その他	計
件数	152 件	25 件	95 件	3 件	275 件
構成比	55.3 %	9.1 %	34.5 %	1.1 %	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所に鍵がない（2件） ・他施設と共用している。

⑤停電時の対応（停電時に備蓄品を取り出す際に用いるもの）

停電時に備蓄品を取り出す際に用いるものについては、「懐中電灯」が63%と最も多く、次いで「自家発電機」が21%となっていた。自家発電機は普段使用する機会がないため、日頃から使い方の訓練をしておくことが望ましい。

【停電時の対応（停電時に備蓄品を取り出す際に用いるもの）】（複数回答可）

区分	懐中電灯	自家発電機	ヘッドライト付ヘルメット	その他	特になし	計
件数	222件	74件	4件	45件	3件	348件
構成比	63.8%	21.3%	1.1%	12.9%	0.9%	100.0%

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫（他課管理）の設備を使用（35件） ・ランタン（9件） ・スマホライト

⑥備蓄品の収納方法

備蓄品の収納方法は大半が段ボール箱等に入れた上で、直接床に積み上げる、もしくは棚置きであった。実地検査において、段ボールの積み上げにより箱が潰れているものは認められなかった。

防災危機管理課の備蓄倉庫等では、重いものや割れ物は下、軽いものは上に置くなど、箱潰れや割れることがないように、置き方や積み上げに配慮が見られた。

【備蓄品の収納方法】（複数回答可）

区分	段ボール箱等に入れて直接床に積み上げ	段ボール箱等に入れて棚置き	その他	計
件数	182件	141件	2件	325件
構成比	56.0%	43.4%	0.6%	100.0%

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・鍵付きキャビネットに収納 ・土のうのため直接床に積み上げ

⑦保管場所の環境管理

備蓄品の保管場所の環境について、約70%が「日が直接当たらないようにし

ている」と回答し、「窓の開閉で湿度調整をしている」「エアコン等で湿度調節を行っている」を合わせた約 25%において湿気への配慮があった。しかし、「特になし」と回答し、保管環境について対策意識の低い課もあった。

【保管場所の環境管理】（複数回答可）

区分	窓の開閉で湿度調整をしている	エアコン等で温度調節をおこなっている	日が直接当たらないようにしている	特になし	その他	計
件数	62 件	25 件	242 件	12 件	5 件	346 件
構成比	17.9 %	7.2 %	69.9 %	3.5 %	1.4 %	100.0 %

その他の回答
・換気扇（5件）

⑧備蓄品の判別方法

備蓄品の内容が判別できるようになっているかについて、約半数が「箱等の外側に品目を表示」し、約 3 割が「箱等の外側に有効期限を表示」していた。その他の回答として、防災危機管理課においては全ての保管場所で備蓄品の配置地図を掲示（54 件）しており、備蓄品の配置場所が誰がみても一目瞭然に分かるよう工夫していた。

区分	箱等の外側に品目を表示	箱等の外側に有効期限を表示	箱等に品目・有効期限の表示はしていない	その他	計
件数	262 件	166 件	2 件	93 件	523 件
構成比	50.1 %	31.7 %	0.4 %	17.8 %	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の配置地図を掲示（54件） ・箱等の外側にペット用備蓄品の表示（35件） ・土のうのため特に表示しない（2件） ・透明ケースで保管 ・医薬品や検査キットに品目や有効期限が表示されている

（6）救援センター開設時の備蓄品の供給【防災危機管理課のみ】

①発災時の救援センターとの連絡方法

発災時に救援センターが開設された場合は、被害状況や不足している備蓄品等の情報について、災害対策本部指令情報部である防災危機管理課へ連絡する必要がある。被害状況により、庁内 LAN や電話等の回線障害等が生じる事も想定されるため、公衆回線の障害に左右されない防災無線も連絡の手段としている。

【 発災時の救援センターとの連絡方法】

回答
<ul style="list-style-type: none">・タブレット、パソコン（庁内LAN）・防災無線・携帯電話・固定電話

②発災時の備蓄倉庫から救援センターへの搬送方法

地域防災計画では、救援センターは発災直後の 1 日目は救援センターに併設するミニ備蓄倉庫にある備蓄品を使用し、2 日目と 3 日目は、地域備蓄倉庫から各救援センターに供給するとしている。

搬送手段としては、協定を結んでいる事業者に搬送を依頼するほか、災害時の緊急車両の許可を申請登録してある防災危機管理課の車両も活用することであった。

【発災時の備蓄倉庫から救援センターへの搬送方法】

回答
<ul style="list-style-type: none">・物資の輸送に関する協定を結んでいる事業者が搬送・防災危機管理課職員が搬送, 防災危機管理課以外の職員が搬送

③救援センター配備職員への配布方法の周知手段

救援センターが開設された場合、救援センターに併設されているミニ備蓄倉庫から備蓄品を救援センターの物資配給場所に搬出し、配備職員や町会が配布を行うことになっている。

各救援センターには、設営のレイアウトや運営について記した「救援センター開設キット」が設置されているが、備蓄品に関する配布数や配布方法の記載がない。防災危機管理課のヒアリングで確認したところ、備蓄品の配布については、地域性や町会の自主性を尊重するため、画一化する必要はなく、防災訓練時にモデルケースのみを示しているとのことだった。

【救援センター配備職員への配布方法の周知手段】

回答
<ul style="list-style-type: none">・防災訓練で周知

(7) 発災時の対象者への備蓄品の周知方法【両方】

①配布対象者への周知

発災時、防災危機管理課は帰宅困難者向けへの周知として、デジタルサイネージや池袋駅東西に情報提供ステーションを設置し、情報発信することとしている。

【防災危機管理課・発災時の対象者への防災備蓄品の周知方法】（複数回答可）

防災危機管理課回答（防災危機管理課のみ選択肢が異なるため、回答欄を分けた）	
・	ホームページ
・	安全・安心メール
・	放送
・	SNS
・	デジタルサイネージ、情報提供ステーション（池袋駅東口と池袋駅西口）

（注）対象者は「帰宅困難者」

【防災危機管理課以外・発災時の対象者への防災備蓄品の周知方法】（複数回答可）

防災危機管理課以外の課の回答						
区分	ホームページ	メール	放送	SNS	その他	計
件数	2件	3件	3件	0件	16件	24件
構成比	8.3%	12.5%	12.5%	0.0%	66.7%	100.0%

（注）対象者は「施設利用者」、「職員」等

防災危機管理課以外・その他の回答	
・	口頭（7件）
・	直接声掛け等、内線電話、無線
・	補助救援センターである為、避難所を開放の周知予定なし。
・	直接伝える、社内メール
・	（医薬品のため）なし。
・	教職員等が直接配布
・	職員会議や防災訓練を通して職員へ周知
・	学校の教職員あてにC4th（学校との連絡システム）にて周知
・	水防対策は、道路整備課と公園緑地課が一体で対応。窓口としては、道路整備課であり、協働して対応。
・	（インフルエンザ治療薬等のため）自然災害を想定しておらず、特定職員用のため周知はない。

②周知内容について

周知内容は「備蓄品の内容」が14件と最も多く、次いで「備蓄品の配置場所」11件、「配布の対象者」10件となっている。

【周知内容】（複数回答可）

区分	備蓄品の内容	備蓄品の配置場所	配布の対象者	問い合わせの連絡先	その他	計
件数	14件	11件	10件	7件	7件	49件
構成比	28.6%	22.4%	20.4%	14.3%	14.3%	100.0%

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員等が直接配布 ・補助救援センターとして開設した時は周知しない。 ・都度、配布するものを伝達、説明する。 ・応急処置・トリアージを目的とした医療資器材の備蓄滞在者用の備蓄品は用意していないため、周知しない。 ・職員用の治療薬のため、周知しない。 ・土のうの配布方法及び取扱いについて（2件）

(8) 物資の輸送に関する協定の有効性について【防災危機管理課のみ】

①物資の輸送に関する協定の有効性

輸送体制については、区所有車両を使用するほか、6事業者と協定を締結し、輸送・移送手段の確保に努めるとともに、それぞれに役割を分担させ、協定の実効性の確保を図っている。協定については毎年自動更新し、内容確認はメール・電話・書類で行っているとのことであった。

【物資の輸送に関する協定の有効性】

回答
・毎年確認している

②物資の輸送に関する協定の有効期限

【物資の輸送に関する協定の有効期限】

回答
・毎年自動更新

③協定の有効性の確認方法

【協定の有効性の確認方法】（複数回答可）

回答
<ul style="list-style-type: none"> ・メール ・電話 ・書類のやりとり

④物資の輸送に関する協定の相手方・協定の内容・協定の有効期間の開始日

【物資の輸送に関する協定の相手方・協定の内容・協定の有効期間の開始日】

協定の相手方	協定の内容	協定の有効期間開始日
社団法人東京都トラック協会 豊島支部	災害時における応急対策用貨物自動車の供給と救援物資の仕分業務の協力	平成17年7月21日
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部	災害時における軽貨物自動車の供給と緊急輸送業務の協力	平成9年2月4日
東京ハイヤー・タクシー協会	災害時における緊急輸送業務協力 ①傷病者、避難者、豊島区職員、その他豊島区の指定した人員の輸送業務 ②物資及び資機材の輸送業務 ③災害の状況及び被害状況の収集 ④その他応じられる事項	平成28年10月6日
日本通運株式会社東京引越支店	災害時における帰宅困難者用備蓄物資等の緊急輸送業務の協力	平成28年9月15日
JPロジスティクス株式会社	災害時における輸送業務等の協力 ①救援センター等指定す場所への輸送 ②支援物資、調達物資の地域内輸送拠点から避難場所への輸送 等	令和6年12月6日
一般社団法人AZ-COMネットワーク	災害時における輸送業務等の協力 ①救援センター等指定す場所への輸送 ②支援物資、調達物資の地域内輸送拠点から避難場所への輸送 等	令和7年6月17日

(9) 町会への防災資器材の配布【防災危機管理課のみ】

①町会への資器材の配布方法

防災危機管理課では、全町会に対して、防災資器材^{※1} 格納庫、D級ポンプ^{※2} セット、発電機、担架、簡易救助器具を配布している。そのほか、倉庫の購入に対して補助金を交付している。また、各町会は、区民活動に対して交付される区補助金の中で、資材を購入している。

※1 防災資器材…災害の発生時や拡大防止のために使用される機器、器具、装備品全般

※2 D級ポンプ…防火水槽等から水を吸い上げて放水を行える消火器具

【町会への資器材の配布方法】

町会への防災資器材の配布方法の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・貸与している ・配布している ・補助金を交付している

②町会への資器材の配布後の管理方法

配布時と町会からの依頼時に、資器材の使用方法をレクチャーしている。なお、町会は資器材を独自で管理している。

【町会への資器材の配布後の管理方法】

町会へ資器材を配布後、誰が管理しているかの回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理課 ・ 町会 ・ 事業者

【町会への資器材の配布後の管理方法】

管理方法についてどのようにおこなっているかの回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理課による現地点検 ・ 町会が各自で管理している

(10) 女性や乳幼児、高齢者、障害者、ペット同行等に配慮した備蓄品【両方】

①女性への配慮（女性に配慮した備蓄品の有無）

備蓄品を所有している 22 課のうち、女性に配慮した備蓄品があると回答した課は 7 課のみであった。品目は生理用品とカイロが 6 件と最も多かった。

【女性への配慮（女性に配慮した備蓄品の有無）】

区分	有	無	計
課数	7 課	15 課	22 課
構成比	31.8 %	68.2 %	100.0 %

a ①で「配慮した備蓄品はない」と回答した場合は理由を回答（複数回答可）

区分	予算がとれない	保管場所がない	備蓄品自体がない	その他	計
件数	5 件	2 件	10 件	4 件	21 件
構成比	23.8 %	9.5 %	47.6 %	19.0 %	100.0 %

その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 「生理用品」は、日常の支援で予備としてストックしてあり、災害時用として別で保管していないため。
- ・ 対象が保育園児のため。
- ・ 学校には生理用品が日常的に配備されているため。

b ①「女性に配慮した備蓄品がある」と回答した場合は品目を回答(複数回答可)

区分	件数	構成比
生理用品	6 件	31.6 %
基礎化粧品	1 件	5.3 %
カイロ	6 件	31.6 %
からだふきシート	3 件	15.8 %
防犯用品	2 件	10.5 %
その他	1 件	5.3 %
計	19 件	100.0 %

その他の回答
・保湿剤, ワンタッチパーテーション

c ①の品目の選定基準について(複数回答可)

区分	件数	構成比
区民要望	2 件	18.2 %
関連団体要望	1 件	9.1 %
会議体	1 件	9.1 %
東京都基準	2 件	18.2 %
国基準	1 件	9.1 %
他区参考	0 件	0.0 %
その他	4 件	36.4 %
計	11 件	100.0 %

その他の回答
・議会要望 ・内部検討 (3件)

②乳幼児への配慮 (乳幼児に配慮した備蓄品の有無)

備蓄品を所有している 22 課のうち、乳幼児に配慮した備蓄品があると回答した課は 5 課であった。品目は粉ミルクが 4 件と最も多かった。

【乳幼児への配慮 (乳幼児に配慮した備蓄品の有無)】

区分	有	無	計
課数	5 課	17 課	22 課
構成比	22.7 %	77.3 %	100.0 %

a ②で「配慮した備蓄品はない」と回答した場合は理由を回答(複数回答可)

区分	予算がとれない	保管場所がない	備蓄品自体がない	その他	計
件数	4 件	2 件	10 件	6 件	22 件
構成比	19.0 %	9.5 %	47.6 %	28.6 %	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象としている (3件) ・施設利用者及び職員を対象とした備蓄品のため、乳幼児を想定していない ・緊急医療救護所・医療救護所はトリアージ及び応急処置が主な目的で、滞在を前提とした施設ではないため ・粉ミルクを備蓄しているが、期限切れとなっているため購入予定

b ②で「配慮した備蓄品がある」と回答した場合は品目を回答(複数回答可)

区分	件数	構成比
粉ミルク・液体ミルク	4 件	21.1 %
離乳食	2 件	10.5 %
哺乳瓶	3 件	15.8 %
おしりふき	1 件	5.3 %
おむつ	2 件	10.5 %
その他	2 件	10.5 %
計	14 件	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・歯磨きシート, 子供用歯ブラシ ・タミフルドライシロップ

区分	件数	構成比
区民要望	1 件	9.1 %
関連団体要望	1 件	9.1 %
会議体	0 件	0.0 %
東京都基準	1 件	9.1 %
国基準	1 件	9.1 %
他区参考	1 件	9.1 %
その他	5 件	45.5 %
計	10 件	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・内部検討 (3件) ・区他施設 (区民ひろば等) を参考に選定 ・(タミフルドライシロップ) 乳幼児に使用可能なため

③高齢者への配慮（高齢者に配慮した備蓄品の有無）

備蓄品を所有している 22 課のうち、高齢者に配慮した備蓄品があると回答した課は 4 課のみであった。品目はおむつが 4 件と最も多かった。

【高齢者への配慮（高齢者に配慮した備蓄品の有無）】

区分	有	無	計
課数	4 課	18 課	22 課
構成比	18.2 %	81.8 %	100.0 %

a ③で「配慮した備蓄品はない」と回答した場合は理由を回答（複数回答可）

区分	予算がとれない	保管場所がない	備蓄品自体がない	その他	計
件数	4 件	3 件	10 件	5 件	22 件
構成比	19.0 %	14.3 %	47.6 %	23.8 %	100.0 %

その他の回答

- ・職員用を対象としている（2件）
- ・乳幼児を対象とした施設であるため
- ・対象が保育園児のため
- ・職員を対象とした備蓄品のため、高齢者を想定していない。ただし、高齢利用者を想定したおむつ等は準備している

b ③で「配慮した備蓄品がある」と回答した場合は品目を回答（複数回答可）

区分	件数	構成比
おかゆ	2 件	20.0 %
おむつ	4 件	40.0 %
入れ歯洗浄剤	2 件	20.0 %
その他	2 件	20.0 %
計	10 件	100.0 %

その他の回答

- ・簡易ベッド, 歯磨きシート, 車いす, 義歯ブラシ, 義歯ケース
- ・ようかん, ゼリー

c ③の品目の選定基準について(複数回答可)

区分	件数	構成比
区民要望	0 件	0.0 %
関連団体要望	1 件	20.0 %
会議体	0 件	0.0 %
東京都基準	1 件	20.0 %
国基準	1 件	20.0 %
他区参考	0 件	0.0 %
その他	2 件	40.0 %
計	5 件	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の年齢基準から判断 ・内部検討

④障害者への配慮（障害者に配慮した備蓄品の有無）

備蓄品を所有している 22 課のうち、障害者に配慮した備蓄品があると回答した課は 4 課のみであった。

各救援センターにアンブルボード（筆談ボード）が配備されているほか、千早スポーツフィールドにおいては、マンホールトイレを整備しており、車いす対応型便器を備蓄している。また、心身障害者福祉センターにおいては、筆談ボードがあり、発災時には、日常的に使用しているホワイトボード、書いたものをプリントできるコピーボードも使用可能とのことだった。

【障害者への配慮（障害者に配慮した備蓄品の有無）】

区分	有	無	計
課数	4 課	18 課	22 課
構成比	18.2 %	81.8 %	100.0 %

a ④で「配慮した備蓄品はない」と回答した場合は理由を回答(複数回答可)

区分	予算がとれない	保管場所がない	備蓄品自体がない	その他	計
件数	4 件	3 件	9 件	6 件	22 件
構成比	18.2 %	13.6 %	40.9 %	27.3 %	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・職員用を対象としているため（2件） ・乳幼児を対象とした施設であるため ・対象が保育園児のため ・（対象が障害者でないため）選定していない ・緊急医療救護所・医療救護所はトリアージ及び応急処置が主な目的で、滞在を前提とした施設ではないため

b ④で「配慮した備蓄品がある」と回答した場合は品目を回答

回答
<ul style="list-style-type: none"> ・アンブルボード, 筆談ボード ・車いす対応型マンホールトイレ ・ようかん、ゼリー、ペースト食、おかゆ、視覚障害者用の白杖、ベスト、ろうあ者用の簡易筆談器, オムツ・尿取りパット等

c ④の品目の選定基準について（複数回答可）

区分	件数	構成比
区民要望	0 件	0.0 %
関連団体要望	1 件	25.0 %
会議体	2 件	50.0 %
東京都基準	0 件	0.0 %
国基準	0 件	0.0 %
他区参考	0 件	0.0 %
その他	1 件	25.0 %
計	4 件	100.0 %

その他の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・避難が想定される利用者の嚔下状態を基準とする, 内部検討

⑤ペット同行への配慮（ペット同行に配慮した備蓄品の有無）

備蓄品を所有している 22 課のうち、ペット同行に配慮した備蓄品があると回答した課は、ペット同行対応の所管部署の生活衛生課のみであった。

各救援センターに動物避難所開設用マニュアルや、ペット用ケージ等が配備されているが、ペット同行用の備蓄品については、飼い主が事前に備えておくことを基本としている。特にペットフードに関しては、ペット固有の嗜好や健康管理上の観点から区での配備が難しく、持ち込みを前提としていることから、「ペットの災害対策の手引き」を作成し、区内動物病院と協力しながら、

ペットの災害対策について啓発をしている。

【ペット同行への配慮（ペット同行に配慮した備蓄品の有無）】

区分	有	無	計
課数	1 課	21 課	22 課
構成比	4.5 %	95.5 %	100.0 %

a ⑤で「配慮した備蓄品はない」と回答した場合は理由を回答(複数回答可)

区分	予算がとれない	保管場所がない	備蓄品自体がない	その他	計
件数	3 件	2 件	10 件	8 件	23 件
構成比	13.0 %	8.7 %	43.5 %	34.8 %	100.0 %

その他の回答

- ・職員用を対象としている(2件)
- ・緊急医療救護所・医療救護所はトリアージ及び応急処置が主な目的で、滞在を前提とした施設ではないため
- ・乳幼児を対象とした施設であるため
- ・対象が保育園児のため
- ・対象者にペット同行者は含めていない。
- ・利用者保護用の備蓄品であり、ペット同行を想定していない
- ・ペット同伴で避難する場所として想定していない、施設利用者及び職員を対象とした備蓄品のため、一般の避難者を想定していない。

区分	件数	構成比
ペットフード	1 件	20.0 %
ペット用飲料	1 件	20.0 %
ペット用ケージ	1 件	20.0 %
ブルーシート	1 件	20.0 %
その他	1 件	20.0 %
計	5 件	100.0 %

その他の回答

- ・ペットの衛生用品、動物避難所開設用マニュアル、文具類

c ⑤の品目の選定基準について(複数回答可)

区分	件数	構成比
区民要望	0 件	0.0 %
関連団体要望	1 件	33.3 %
会議体	0 件	0.0 %
東京都基準	0 件	0.0 %
国基準	0 件	0.0 %
他区参考	1 件	33.3 %
その他	1 件	33.3 %
計	3 件	100.0 %

その他の回答
・ ペット同行を想定していないため、選定していない

(11) 家庭内備蓄の啓発状況について【防災危機管理課のみ】

①家庭内備蓄の啓発方法

家庭内備蓄の啓発について、区では、発災時に自宅が安全であれば在宅避難を推奨としている。また、区ホームページや広報としまにおいては、1人あたり最低7日間、在宅避難に必要な備蓄品の例を案内している。

家庭向け備蓄の啓発方法の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区ホームページ ・ 区広報紙 ・ チラシ配布 ・ 講座等のイベント ・ 防災訓練での啓発 ・ 個人向け防災用品の斡旋

②啓発している備蓄品の品目

啓発している備蓄品の品目についての回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料, 飲料水 ・ 携帯トイレ ・ ラップ, 袋, 新聞紙, トイレットペーパー等の生活用品 ・ からだふき, 口腔ケア等の衛生用品 ・ カセットコンロ, ボンベ ・ ラジオ ・ 懐中電灯 ・ 電源となるもの

(12) 事業者向け備蓄の啓発状況【防災危機管理課のみ】

事業者向けの備蓄（一時滞在施設を対象とした帰宅困難者困難者用の備蓄品の補助）は東京都が主導で行っている。区ホームページでは事業者向けに従業員用の防災用品のあっせんを行っている。

事業者向け備蓄の啓発方法の回答
・ 区ホームページ, チラシ配布、事業者向けの備蓄は東京都が主導で行っている。

(13) 豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例【防災危機管理課のみ】

平成22年1月の改正により、中高層集合住宅建築物の建築に関する条例及び

同施行規則が施行され、区では、延べ面積が3,000平方メートル以上かつ6階以上の中高層集合住宅に対して、防災備蓄倉庫等の設置及び建築する際に町会等との地域貢献災害対策施設の設置について協議を行うことが義務付けられた。

「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」
(防災備蓄倉庫等の設置)

第19条 建築主は、中高層集合住宅建築物の延べ面積が3,000平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が6以上となるときは、当該建築物に規則で定める基準に従い、防災備蓄倉庫等(入居者等が利用するものをいう。)を設置しなければならない。

(地域貢献としての災害対策施設の設置)

第20条 建築主は、中高層集合住宅建築物の延べ面積が3,000平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が6以上となるときは、当該建築物又はその敷地内における地域貢献災害対策施設(地域住民が利用可能な防災用資器材庫、災害用仮設便所設備等の災害対策施設をいう。)の設置について、入居者等の居住する区域に属する町会又は自治会(以下「町会等」という。)と協議を行わなければならない。

①中高層集合住宅の防災備蓄倉庫等の設置

防災危機管理課は中高層集合住宅の防災備蓄倉庫の設置について、建築事業者から、事前協議書による報告を令和5年に5件、令和6年に4件受けている。

中高層集合住宅の防災備蓄倉庫の設置の時に報告を受けているかの回答
報告を受けている。令和5年:5件確認、令和6年:4件確認、令和7年:0件確認(11月時点)

②中高層集合住宅の災害対策施設設置における町会との協議

防災危機管理課は建築主からの報告で、町会との協議の確認を行うとしているが、令和5年度から令和7年11月までに報告の実績はなく、実際に協議が行われているか確認ができなかった。

中高層集合住宅の災害対策施設設置について、町会との協議の確認を行っているかの回答
建築主からの報告で確認を行っている。

第4 監査結果等による改善措置等の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、改善等の措置を講じた時は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また、事務監査及び監査委員監査の際、事務処理方法等に対し口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

豊島区備蓄物資計画

令和5年12月

豊島区

目次

I.	はじめに	1
II.	計画策定にあたっての基本的な考え方	2
	1. 計画策定の前提条件	2
	2. 公的備蓄品目	5
III.	備蓄目標	7
	1. 人口の構成比率	7
	2. 備蓄計画数	8
IV.	備蓄物資入替計画	21
	1. 食料・飲料水	21
	2. 生活必需品・感染症対策用品	22
	3. 防災資器材	23
V.	配分計画と備蓄倉庫	24
	1. 配分計画	24
	2. ミニ備蓄倉庫への備蓄優先順位	26
	3. ミニ備蓄倉庫に保管する備蓄物資一覧と保管に必要なスペース	28
VI.	帰宅困難者用備蓄	30
	1. 想定される帰宅困難者数	30
	2. 帰宅困難者用備蓄計画数	32
VII.	家庭内備蓄	35
	1. 備蓄物資の具体例	35
VIII.	救援物資	38
	1. 地域内輸送拠点	38
	2. 物資の輸送に関する協定締結一覧(令和5年6月1日現在)	38
	3. 救援物資(緊急物資)に関する協定締結一覧(令和5年6月1日現在)	39

IX. 卷末資料.....	40
備蓄倉庫一覽.....	40
入替計画表(避難者用、帰宅困難者用).....	41

I. はじめに

豊島区では災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づき、発災時における区及び関係機関が行う災害対応等を定めた「豊島区地域防災計画」を中心に防災対策を推進してきました。

とりわけ、備蓄体制については、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(平成24年公表)」や「東京都地域防災計画」の修正に合わせて、備蓄目標数の見直しを行う等、備蓄体制の強化を進めてきました。

しかし、平成28年4月に発生した熊本地震では、前震と本震で2度の震度7を記録したことから、18万人以上の避難者が発生したため、物資の不足や指定避難所以外の避難者への対応等の課題が明らかになりました。また、令和2年1月に国内で初確認され、国内外で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症により、避難所における感染症対策が求められるようになりました。本区では令和元年に上池袋備蓄倉庫及び西巢鴨備蓄倉庫、令和2年にとしまみどりの防災公園内備蓄倉庫を整備し、備蓄体制の強化を図ってきたところですが、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(以下、「都被害想定」という。)」が、令和5年5月に「東京都地域防災計画(以下、「都地域防災計画」)」が公表されたことから、国や都の動向を踏まえつつ、発災初期に必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用品、防災資器材等の品目や必要数を精査し、更なる備蓄体制の強化を図るために本計画を策定します。

本計画に基づき、自助・共助を基本とし、区民による家庭内備蓄を促進するとともに、災害時における救援物資等の考え方を踏まえ、日頃からの備えや災害時における適切な対応ができるよう、今後も備蓄体制の強化を継続して進めていきます。

なお、本計画は、都被害想定の見直し、社会情勢の変化、新たな課題の発生等が生じた場合に、必要に応じて検討を行い、適宜修正するものとします。

II. 計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画策定の前提条件

「自らの生命は自らが守る」という自助を基本として、家庭内備蓄を推奨しており、平常時から災害に備えて少なくとも3日分、できれば7日以上以上の備蓄を行うと良いとされています。

一方、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多くの避難所避難者が発生することが想定されており、都地域防災計画においても、「区市町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄確保に努める」とされているところです。

しかし、道路事情等によっては、都から区市町村への迅速な輸送ができない可能性もあるため、都の寄託制度の活用をし、発災後3日分の食料、飲料水、生活必需品、防災資器材等を備蓄する計画とします。

(1) 想定地震

都被害想定で想定された地震のうち、都心南部直下地震(冬の夕方18時 風速8m/秒)は、首都機能に対し直接的に大きな影響を与えるため、首都直下地震対策を検討していく上で中心となる地震として位置付けられています。同規模被害が想定される地震として、多摩東部直下地震が挙げられていますが、都心南部直下地震の方が避難者数は多くなっているため、都心南部直下地震を本計画策定にあたっての想定地震とします。

■都心南部直下地震と多摩東部直下地震の避難者想定数

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
避難者(発災後4日～1週間)	48,203人	47,880人

(2) 備蓄物資配布対象者

都被害想定では、時系列に応じて、避難者の一定割合が避難所に避難するものとして、避難所避難者数を算出しています。発災から徐々に増加していき、最大値となるタイミングはライフライン被害による避難者数が最大となる発災4日～1週間後と想定されています。

都地域防災計画では、「区市町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄確保に努める」「必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における当該区市町村の発災から3日目までの最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む。)等を基準とする」とされていることも踏まえて、豊島区における「発災1日後」、「発災2日後」、「発災3日後」、それぞれの避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む。)を備蓄物資配布対象者とします。

ここで言う、避難所避難者は、建物被害、ライフライン被害、エレベーター停止によって、自宅に住むことができなくなった者(避難者)のうち、避難所へ避難した者を指します。余震等による不安など、心理的な面から避難することも想定されますが、家屋が無被害の場合は、必要な物資を持ち出すことが可能なことから、備蓄物資配布対象者には計上しません。

また、「一定数の避難所外避難者数」は、避難所避難者以外にも対応を要する食料需要として設定されたもので、阪神・淡路大震災における被害実績を踏まえて、避難所避難者数の20%とします。

■備蓄物資配布対象者

発災からの経過日数	発災1日後	発災2日後	発災3日後	3日間合計
①避難所避難者数 (都提供データ)	19,556人	23,749人	27,942人	71,247人
②避難所避難者以外からの需要※(①×20%)	3,911人	4,750人	5,588人	14,249人
③備蓄物資配布対象者 (①+②)	23,467人	28,499人	33,530人	85,496人
1日あたり必要食数 (③×3食)	70,402食 ≒71,000食	85,496食 ≒86,000食	100,591食 ≒101,000食	256,489食 ≒258,000食

※都被害想定では、②は食料需要のみ対象ですが、食料以外の備蓄物資についても同様の扱いとします。

■(※参考)避難所避難者数の算出式^①

- ◆ (避難者数) = (建物被害による避難者数) + (ライフライン被害による避難者数) + (エレベーター停止による避難者数)
- ◆ (避難所避難者数) = (避難者数) × (避難所避難率※)
- ◆ (避難所外避難者数) = (避難者数) - (避難所避難者数)
- ◆ (建物被害による避難者数) = (全壊・焼失人口) × 100% + (半壊人口) × 50.3%
- ◆ (ライフライン被害による避難者数) = (断水人口) × (ライフライン被害による避難率※)
- ◆ (エレベーター停止による避難者数) = (共同住宅の6階以上に居住する人口) × (エレベーター停止率) × (エレベーター停止による避難率※)

※これらの避難率は時系列変化

各種の被害人口を以下のとおり算出する。

- ◆ 全壊棟数、半壊棟数、焼失棟数、断水率から、人口データに基づいて、全壊・焼失人口、半壊人口、断水人口をそれぞれ算出する。なお、4日～1週間後の断水人口は4日後の断水率を用いて算出する。
- ◆ 令和2年国勢調査から共同住宅の6階以上に居住する人口のデータを用いて、エレベーター停止台数から、エレベーター停止による影響人口を算出する。

上記の被害人口に対して、都が令和3(2021)年に実施した都民へのアンケート結果等に基づく以下の避難率を乗じて避難者数を算出する。

全壊・焼失人口	100%(時系列変化なし)
半壊人口	50.3%(時系列変化なし)
断水人口	1日後:0% ⇒ 4日～1週間後:45% ⇒ 1か月後:90%
エレベーター停止人口	1日後、4日～1週間後:10.7% ⇒ 1か月後:0%

- ◆ 避難者数のうち以下の割合が避難所避難者になるものとする(避難所避難率)。
1日後:85%⇒4日～1週間後:67%⇒1か月後:30%

^①「首都直下地震等による東京の被害想定報告書 令和4年5月 東京都防災会議」

2. 公的備蓄品目

大規模災害等により発生した避難所避難者(一定数の避難所外避難者数を含む。)に対して、救援物資が到着するまでの約3日間で必要とされる食料・飲料水、生活必需品等を公的備蓄品として備蓄します。

備蓄品目は、国が示している基本8品目(食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品)^②や避難生活において必要であると想定される品目^③を中心に選定します。また、各救援センターに指定されている学校等にて平常時から使用されている物資を活用していきます。

1. 食料・飲料水

品目	選定理由・備考等
アルファ化米	日常生活における主食に近く、副菜が不要であることから備蓄します。 アレルギー特定原材料等28品目を含まない製品とします。
アルファ化米 (おかゆ)	幼児及び高齢者等、アルファ化米やクラッカー等を食べられない人を対象として備蓄します。 アレルギー特定原材料等28品目を含まない製品とします。
ビスケット クラッカー ライスクッキー(アレルギー対応)	水や調理器具を使用することなく手軽に食べることができるため、アルファ化米を補完する食料として備蓄します。 小麦によるアレルギー対応のために、ライスクッキーも備蓄します。
液体ミルク 粉ミルク(アレルギー対応) 哺乳瓶	乳幼児用として液体ミルクを備蓄します。 また、アレルギー対応粉ミルクも合わせて備蓄します。
飲料水 給水用ポリ袋	発災時の応急対応として、飲料水を備蓄します。 また、給配水の際に必要な給水用ポリ袋を備蓄します。

2. 生活必需品

品目		
毛布・保温用資材	段ボールベッド(間仕切り)	簡易ベッド
生理用品	歯ブラシ	洗口液

② 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画令和4年6月10日 中央防災会議幹事会」

③ 「避難所運営ガイドライン平成28年4月(令和4年4月改訂) 内閣府(防災担当)」

3. 災害用トイレ・おむつ

大規模災害時には、上下水道が被害を受けることが想定され、トイレの使用も困難となる可能性があります。令和6年度末までに全ての救援センターにマンホールトイレが設置される予定ですので、これらの利活用も考慮したうえで、携帯トイレを備蓄します。

また、乳幼児及び介護を必要とする方を対象におむつを備蓄します。

品目		
携帯トイレ(汚物処理剤付)	おむつ(乳幼児用)	おむつ(成人介護用)
おしりふき	トイレットペーパー	

4. 感染症対策用品

日常における基本的な感染症対策は、各個人の判断に委ねることが基本となりますが、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、国が定めた避難所運営に関するガイドラインを踏まえたうえで、引き続き適切に取り組むことが求められます。また、今後も同じような感染症が発生する可能性もありますので、引き続き感染症対策用品として以下の物品を備蓄します。

品目		
マスク	手指用消毒液	手袋
ハンドソープ	フェイスシールド	感染防止エプロン
体温計(非接触型)		

5. 防災資器材

救援センター運営や救助活動等、地域の応急活動に必要と想定される物資を備蓄します。

品目		
乾電池(単1・単2・単4)	延長コード	懐中電灯
組み立て式水槽	空気亜鉛電気	救援センター看板
トランジスタメガホン	担架	発電機
非常用電源用燃料	ビブス	養生テープ
ブルーシート	アンプルボード	

III. 備蓄目標

1. 人口の構成比率

災害発生時に使用する備蓄物資については、要配慮者や女性・子ども等様々なニーズの違いを考慮する必要があります。計画策定の前提条件としている都被害想定では、令和2年国勢調査(令和2年10月1日時点)を引用していることから、備蓄目標の算定根拠に使用します。

■豊島区の年齢別人口^④

年齢(歳)	合計人数(人)	男(人)	女(人)	構成比※
0	1,920	997	923	0.65%
1	1,999	1,001	998	0.68%
2	1,964	1,034	930	0.66%
3	1,943	983	960	0.66%
4	1,913	977	936	0.65%
5～9	8,835	4,474	4,361	2.98%
10～14	7,915	3,999	3,916	2.67%
15～19	9,057	4,462	4,595	3.06%
20～24	22,378	11,001	11,377	7.56%
25～29	29,010	14,831	14,179	9.80%
30～34	26,586	13,764	12,822	8.98%
35～39	24,343	13,024	11,319	8.22%
40～44	23,861	12,821	11,040	8.06%
45～49	23,713	12,416	11,297	8.01%
50～54	20,852	10,931	9,921	7.04%
55～59	17,366	9,133	8,233	5.87%
60～64	13,868	7,154	6,714	4.68%
65～69	13,134	6,734	6,400	4.44%
70～74	15,044	7,307	7,737	5.08%
75～79	11,340	5,011	6,329	3.83%
80歳以上	19,021	6,239	12,782	6.42%
年齢不詳	5,537	2,727	2,810	—
総数	301,599	151,020	150,579	—

※構成比は年齢不詳(5,537名)を除いた総数(296,062名)をもとに算出。

^④ 令和2年国勢調査「第1表 年齢(各歳)、男女別人口、面積及び人口密度、平均年齢(年齢3区分、外国人人口、年度基準による年齢(各歳)別17歳以下人口-再掲)」をもとに作成

2. 備蓄計画数

① 食料

品名	配布対象 (構成比)	算定根拠・算定式・計画数量
アルファ化米	3歳～79歳 (91.59%)	算定根拠:日常生活における主食に近く、副菜が不要であることから、1人1日あたり2食、3日分を備蓄します。 算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比×2食/日 計画数量:85,496人×91.59%×2食/日≒156,700食
アルファ化米 (おかゆ)	1～2歳 80歳以上 (7.76%)	算定根拠:日常生活における主食に近く、副菜が不要であること、幼児や高齢者が食べやすい食料として、1人1日あたり3食、3日分を備蓄します。 算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比×3食/日 計画数量:85,496人×7.76%×3食/日≒20,000食
ビスケット クラッカー	3歳～79歳 (91.59%)	算定根拠:水や調理器具を使用することなく手軽に食べることができるため、アルファ化米を補完する食料として、1人1日あたり1食、3日分を備蓄します。 算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比×1食/日=ビスケット・クラッカー・ライスクッキー数 ビスケット・クラッカー・ライスクッキー数-ライスクッキー数=ビスケット・クラッカー数 計画数量:85,496人×91.59%×1食/日≒78,400食 78,400食-3,600食=74,800食
ライスクッキー (アレルギー対応)	アレルギー有 3歳～79歳	算定根拠:ビスケット・クラッカーが小麦を使用した備蓄品となっているため、アレルギー対応として、ライスクッキーを1人1日あたり1食、3日分備蓄します。配布対象の食物アレルギー保有率は4.5% ^⑤ として算定します。 算定式:ビスケット・クラッカー・ライスクッキー数(3日分)×食物アレルギーを有する割合=ライスクッキー数 計画数量:78,400食×4.5%≒3,600食

^⑤「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2022」

<p>液体ミルク</p>	<p>0歳～1歳 (1.33%)</p>	<p>算定根拠:粉ミルク中に存在している可能性があるサカザキ菌は70℃以上の温度で死滅することから、粉ミルクは70℃以上のお湯で作ることが求められています。^⑥</p> <p>しかし、お湯を調達することができるか不確実である災害時においては粉ミルクでの備蓄は好ましくありませんので、液体ミルクを備蓄します。</p> <p>哺乳量の目安を1人1日あたり800ml^⑦(乳児によって、ミルクを飲む回数は異なりますが、1食あたり200ml、4回/日とします)とし、3日分を備蓄します。</p> <p>算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比×4回/日=ミルク全体数</p> <p>ミルク全体数-アレルギー対応粉ミルク数=液体ミルク数</p> <p>計画数量:85,496人×1.33%×4回/日≒4,600食</p> <p>4,600食-300食=4,300食</p>
<p>粉ミルク (アレルギー対応)</p>	<p>アレルギー有 0歳</p>	<p>算定根拠:アレルギー対応液体ミルクは製造されていないことから、アレルギー対応粉ミルクを備蓄します。哺乳量の目安を1人1日あたり800ml^⑦(乳児によって、ミルクを飲む回数は異なりますが、1食あたり200ml、4回/日とします)とし、3日分を備蓄します。配布対象の食物アレルギー保有率は10%^⑤として算定します。</p> <p>算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比×4回/日=ミルク全体数</p> <p>ミルク全体数×0歳の食物アレルギーを有する割合</p> <p>計画数量:85,496人×0.65%×4回/日≒2,300食</p> <p>2,300食×10%≒300食</p>

⑥ 「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン 世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成 2007年」

⑦ 「日本人の食事摂取基準(2020年版) 厚生労働省」

② 飲料水・給水用ポリ袋

品名	配布対象	算定根拠・算定式・計画数量
飲料水	備蓄物資配布対象者全員	<p>算定根拠: 給水量は1人あたり1日3ℓ^②とします。災害時給水ステーション、応急給水栓等を活用することで、備蓄物資配布対象者(3日間合計)85,496人が必要とする飲料水量を賄うことができますが、応急給水活動が開始されるまでの間で緊急的に必要となる飲料水については、ペットボトルで備蓄します。</p> <p>なお、ここでいう「応急給水活動が開始されるまでの間」は遅くとも発災2日後から給水活動を開始すると想定して、発災1日後とします。</p> <p>■区内災害時給水ステーションの合計水量 区立西池袋公園(応急給水槽:1,500[㎡]) 都立文京高校(小規模応急給水槽:100[㎡]) としまみどりの防災公園(小規模応急給水槽:100[㎡]) →1,700[㎡]=1,700,000ℓ</p> <p>■備蓄物資配布対象者(3日間合計)の飲料水量 85,496人×3ℓ/日=256,488ℓ</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者(発災1日後)×3ℓ/日 計画数量: 23,467人×3ℓ/日×1日≒70,500ℓ</p>
給水用ポリ袋	備蓄物資配布対象者全員	<p>算定根拠: 救援センター等において飲料水を配布する際などに使用します。備蓄物資配布対象者1人あたり1枚を備蓄します。</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者(発災3日後)×1枚 計画数量: 33,530人×1枚/人≒33,600枚</p>

③ 生活必需品

品名	配布対象	算定根拠・算定式・計画数量
毛布 保温用資材	備蓄物資配布 対象者全員	<p>算定根拠: 冬季に暖房が使えない状況での防寒や避難所生活における衛生面を考慮して、毛布又は保温用資材を1人あたり2枚^②備蓄します。</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者(発災3日後)×2枚/人</p> <p>計画数量: 33,530人×2枚/人≒67,100枚</p>
段ボールベッド (間仕切り)	避難所避難者	<p>算定根拠: 災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、国が定めた避難所運営に関するガイドラインを踏まえたうえで、引き続き適切に取り組むことが求められています。</p> <p>また、間仕切りで世帯ごとのエリアを設置することはプライバシーの確保にもつながりますので、段ボールベッド(間仕切り)を備蓄します。</p> <p>本区では1.65人/世帯(令和2年国勢調査)となっているため、段ボールベッド(間仕切り)で2人/世帯のスペースを作成し、1人あたりの占有面積(2㎡/人)を確保します。</p> <p>算定式: 避難所避難者(発災3日後)×専有面積(2㎡/人)×0.75^⑧</p> <p>計画数量: 27,942人×2㎡/人×0.75≒42,000枚</p>

^⑧ 避難所避難者数(発災3日後)の収容可能面積と間仕切り必要枚数から算定した係数

簡易ベッド	避難所避難者	<p>算定根拠:避難所での寝泊まりが続くことやストレス等により、エコノミークラス症候群、埃等を吸い込むことによる健康被害が懸念されます。エコノミークラス症候群を引き起こす血栓の発生防止のために寝床の充実と併せて、定期的に体を動かす等、健康被害の抑制に努めることが求められています。^⑨</p> <p>立ち上がりやすい簡易ベッドの導入は、定期的に体を動かしやすい環境づくりにも寄与し、生活不活発病にも効果的とされていますので、簡易ベッドを備蓄します。</p> <p>算定式:避難所避難者(発災3日後)×1台/人 計画数量:27,942人×1台/人≒28,000台</p>
生理用品	12歳～51歳の女性 (28.12%)	<p>算定根拠:備蓄物資配布対象者のうち、初潮平均年齢12歳から閉経平均年齢51歳の女性^⑩を配布対象者とします。また、生理期間は4週に1回、1回の生理期間における必要枚数は30枚^②として、3日分を備蓄します。</p> <p>算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比×30枚/人(1回の生理期間における必要枚数)×1/7×必要な日数の割合(7日/28日=1/4※)※生理期間を4週に1回と想定</p> <p>計画数量:85,496人×28.12%×30枚/人×1/7×1/4≒25,800枚</p>
哺乳瓶	0歳～3歳	<p>算定根拠:調乳後2時間以内に使用しなかったミルクは廃棄すること^⑥とされており、避難生活という環境から哺乳瓶の洗浄及び消毒を十分に行うことは困難であると想定し、1食につき哺乳瓶1個を使用できるよう備蓄します。</p> <p>算定式:ミルク必要数×1個/食 計画数量:4,600食×1個/食=4,600個</p>

^⑨ 「避難所運営ガイドライン 令和4年4月 内閣府(防災担当)」

^⑩ 日本産婦人科学会

<p>歯ブラシ</p>	<p>備蓄物資配布 対象者全員</p>	<p>算定根拠:被災後の不規則な生活、栄養状態の悪化、口腔衛生状態の低下等により、肺炎やインフルエンザ・風邪などの呼吸器感染症を起こしやすくなること^①が知られています。呼吸器感染症予防のために口腔ケアは不可欠なものですので、1人あたり1本を備蓄します。</p> <p>算定式:備蓄物資配布対象者(発災3日後)×1本/人 計画数量:33,530人×1本/人≒33,600本</p>
<p>洗口液</p>	<p>備蓄物資配布 対象者全員</p>	<p>算定根拠:液体ハミガキや洗口液を使った歯磨きは、水だけで行うよりも歯垢の除去に効果的^①とされています。毎食後に口腔ケアを行うとし、1人1日あたり3包、3日分を備蓄します。</p> <p>算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×3包/日 計画数量:85,496人×3包/日≒256,500包</p>

^①「口腔ケア学会&HDC 災害時の口腔ケア・歯科治療 平易な「Q&A」」

④ 災害用トイレ・おむつ

品名	配布対象	算定根拠・算定式・計画数量
おむつ (乳幼児用)	0歳～3歳 (2.64%)	算定根拠:1人1日あたり8枚 ^② 、3日分を備蓄します。 算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比× 8枚/日 計画数量:85,496人×2.64%×8枚/日≒18,100枚
おむつ (成人介護用)	要介護3以上 (1.14%)	算定根拠:要介護3以上で排尿排便に関する低下が見られるとされてい ます ^② 。区内の要介護3以上の方3,363名(令和5年3月末時点)を対象に、1人1日あたり8枚 ^② 、3日分を備蓄します。 算定式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比× 8枚/日 計画数量:85,496人×1.14%×8枚/日≒7,800枚
携帯トイレ (避難所避難者 用)	4歳～79歳 (90.93%)	算定根拠:トイレの平均的な使用回数は5回 ^③ とされています。発 災直後、救援センターのマンホールトイレ設置までの所 要時間を約半日と想定して、約半日分である1人3回分 を備蓄します。 算定式:避難所避難者(発災1日後)×配布対象構成比×3枚/日 ×1日 計画数量:19,556人×90.93%×3枚/日×1日≒53,400枚
携帯トイレ (避難所避難者 以外からの要 望用)	避難所避難者 以外	算定根拠:避難所外避難者からのニーズに対応するため、1人1日 あたり5枚 ^③ 、3日分を備蓄します。 算定式:避難所外避難者数(3日間合計)×5枚/日 計画数量:14,249人×5枚/日≒71,300枚

② 「要介護認定の仕組みと手順 厚生労働省老人保健課」

③ 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン平成28年4月(令和4年4月改訂) 内閣府(防災担当)」

<p>トイレ トイレット ペーパー</p>	<p>備蓄物資配布 対象者全員</p>	<p>算定根拠:1人1日あたり7.5m^④、3日分を備蓄します。 算 定 式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×7.5m/日 計画数量:85,496人×7.5m/日÷641,300m</p>
<p>おしりふき</p>	<p>0歳～3歳 要介護3以上 (3.78%)</p>	<p>算定根拠:おむつは1人1日あたり8枚^②、3日分を備蓄します。おむつを交換する度に使用するものとして算定します。1日あたり18枚(小便是7回/日で1回あたり2枚使用、大便是1回/日で1回あたり4枚使用)として、3日分を備蓄します。 算 定 式:備蓄物資配布対象者(3日間合計)×配布対象構成比×18枚/日 計画数量:85,496人×3.78%×18枚/日÷58,200枚</p>

^④ 特定非営利活動法人緊急災害備蓄推進協議会が提唱するトイレトイレットペーパー備蓄量(4人家族の約1か月の使用量は150m巻き6ロール)から算定

⑤ 感染症対策用品

品名	配布対象	目標備蓄量の算出根拠
マスク	備蓄物資配布対象者全員 及び 救援センター運営者	<p>算定根拠: 1人1日あたり1枚、3日分を備蓄します。</p> <p>算定式: (備蓄物資配布対象者(3日間合計) + 救援センター運営者(3日間延べ人数)) × 1枚/日</p> <p>計画数量: $(85,496人 + 1,000人) \times 1枚/日 \div 86,500枚$</p>
手指用消毒液	備蓄物資配布対象者全員 及び 救援センター運営者	<p>算定根拠: 1人1日あたり9ml(1回3ml^⑮、食事前3回として)、3日分を備蓄します。また、救援センター運営者用として、1救援センターあたり1ℓを備蓄します。</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者用: 備蓄物資配布対象者(3日間合計) × 3ml × 3回/日 救援センター運営者用: 救援センター箇所数 × 1ℓ</p> <p>計画数量: 備蓄物資配布対象者用: $85,496人 \times 3ml/回 \times 3回/日 \div 769.5ℓ$ 救援センター運営者用: $36か所 \times 1ℓ = 36ℓ$ 合計: $769.5ℓ + 36ℓ \div 806ℓ$</p>
手袋	救援センター運営者	<p>算定根拠: 手袋を使用すべき場面として、感染性のある物質に直接触れることが予想されるときや、接触感染によって伝播する病原体を保有する患者のケアを行うとき^⑯とされていることから、救援センターでの発熱者対応、トイレの清掃等の感染症対策として、手袋を備蓄します。手袋は洗浄・消毒・滅菌等による再利用は推奨されないため、使い捨て使用とします。</p> <p>算定式: 発熱者対応: 1日あたり3名程度が備蓄食料配布等で使用する想定とし、発熱者対応者 × 3回/日 × 3日 清掃: 1日3回トイレ清掃を行う想定とし、救援センター箇所数 × 清掃対応者 × 3回/日 × 3日</p> <p>計画数量: 発熱者対応: $36か所 \times 3名 \times 3回/日 \times 3日 \div 972双$ 清掃: $36か所 \times 3名 \times 3回/日 \times 3日 = 972双$ 合計: $972双 + 972双 \div 2,000双$</p>

^⑮ 「介護職員のための感染対策マニュアル 厚生労働省老健局 令和3年3月」

^⑯ 「医療従事者のための使い捨て非滅菌手袋の適正使用に関する手引き(初版) 令和3年4月一般社団法人職業感染制御研究会」

<p>ハンドソープ</p>	<p>備蓄物資配布 対象者全員 及び 救援センター運 営者</p>	<p>算定根拠:避難生活を送るうえで、手指衛生は必要不可欠です。 手洗いの回数は1日11回以上^⑩が推奨されているため、必要となるハンドソープを備蓄します。</p> <p>算定式:避難所避難者数(3日間合計)×手洗い1回あたりの使用量×1日あたりの手を洗う回数</p> <p>計画数量:備蓄物資配布対象者用: 85,496人×1ml/回×11回/日÷940.5ℓ 救援センター運営者用:36か所×1ℓ=36ℓ 合計:940.5ℓ+36ℓ=976.5ℓ</p>
<p>フェイス シールド</p>	<p>救援センター運 営者</p>	<p>算定根拠:救援センターでの避難者受付作業や発熱者等への対応時における感染症対策として、1救援センターあたり10枚備蓄します。</p> <p>算定式:救援センター箇所数×10枚/所</p> <p>計画数量:36か所×10枚=360枚</p>
<p>感染防止 エプロン</p>	<p>救援センター運 営者</p>	<p>算定根拠:救援センターでの発熱者等への備蓄食料配布等における感染症対策として、1日あたり3名程度が備蓄食料配布等で使用する想定として備蓄します。</p> <p>算定式:救援センター箇所数×発熱者対応者×3回/日×3日</p> <p>計画数量:36か所×3名×3回/日×3日÷1,000枚</p>
<p>体温計 (非接触型)</p>	<p>救援センター</p>	<p>算定根拠:救援センター1か所につき、2台備蓄します。</p> <p>算定式:救援センター箇所数×2台/所</p> <p>計画数量:36か所×2台/所=72台</p>

^⑩「東京医科大学 公衆衛生学分野 HP」

⑥ 防災資器材

以下の数量を備蓄します。発災時の状況により不足が生じた又は生じるおそれがある場合各救援センターの避難所避難者想定数や各救援センターに指定されている学校等にて平常時から使用されている物資の活用も検討します。

品名	目標備蓄量
乾電池 (単1・単2・単4)	<p>算定根拠: 救援センターで使用する懐中電灯、ラジオ、体温計等で使用する電池 (単1:120本、単2:10本、単4:4本)を備蓄します。</p> <p>算 定 式: 単1電池: 救援センター箇所数×120本/所 単2電池: 救援センター箇所数×10本/所 単4電池: 救援センター箇所数×4本/所</p> <p>計画数量: 単1電池: 36か所×120本/所≒4,400本 単2電池: 36か所×10本/所≒400本 単4電池: 36か所×4本/所≒200本</p>
延長コード (コードリール)	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、1台備蓄します。</p> <p>算 定 式: 救援センター箇所数×1台/所</p> <p>計画数量: 36か所×1台/所 = 36台</p>
懐中電灯	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、10台備蓄します。</p> <p>算 定 式: 救援センター箇所数×10台/所</p> <p>計画数量: 36か所×10台/所 = 360台</p>
投光機	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、2台備蓄します。</p> <p>算 定 式: 救援センター箇所数×2台/所</p> <p>計画数量: 36か所×2台/所 = 72台</p>
組み立て水槽	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、1台備蓄します。</p> <p>算 定 式: 救援センター箇所数×1台/所</p> <p>計画数量: 36か所×1台/所 = 36台</p>

<p>空気亜鉛電気</p>	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、3台備蓄します。</p> <p>都被害想定では、豊島区内における停電率は6.5%と想定されていますので、集中備蓄倉庫及び停電していない救援センターから停電している救援センター(停電救援センター数: 救援センター箇所数×6.5%(停電率)≒3か所)に集中的に持ち込むことで、停電下での避難所運営に対応します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×3台/所 計画数量: 36か所×3台/所=108台</p>
<p>救援センター看板</p>	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、3台備蓄します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×3台/所 計画数量: 36か所×3台/所=108台</p>
<p>ラジオ</p>	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、3台備蓄します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×3台/所 計画数量: 36か所×3台/所=108台</p>
<p>トランジスタ メガホン</p>	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、3台備蓄します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×3台/所 計画数量: 36か所×3台/所=108台</p>
<p>担架</p>	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、2台備蓄します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×2台/所 計画数量: 36か所×2台/所=72台</p>
<p>発電機</p>	<p>算定根拠: 発電機の用途として、投光機、避難所運営用ノートPC及び防災無線機の充電等^③が挙げられますので、これらを賄うことができる発電機を救援センター1か所につき、2台備蓄します。</p> <p>都被害想定では、豊島区内における停電率は6.5%と想定されていますので、集中備蓄倉庫及び停電していない救援センターから停電している救援センター(停電救援センター数: 救援センター箇所数×6.5%(停電率)≒3か所)に集中的に持ち込むことで、停電下での避難所運営に対応します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×2台/所 計画数量: 36か所×2台/所=72台</p>

非常用電源用燃料	<p>算定根拠: 救援センターで使用する発電機用燃料を備蓄します。発電機の用途として挙げた投光機2台(約300W/台)、避難所運営用ノートPC(約15W)及び防災無線機の充電(約15W)等で使用する燃料3日分を備蓄します。</p> <p>算定式: ■昼夜別必要電力 昼間: 避難所運営用ノートPC、防災無線機の充電=約30W 夜間: 投光機2台、避難所運営用ノートPC、防災無線機の充電=約630W</p> <p>■発電機1台あたりの消費燃料 (出力: 900VA) = 約1.5時間/ℓ (出力: 225VA) = 約3.5時間/ℓ</p> <p>■昼夜別必要燃料(冬至における日照時間約10時間で算定) ①昼間消費燃料: 10時間/3.5時間/ℓ ≒ 3ℓ ②夜間消費燃料: 14時間/1.5時間/ℓ ≒ 10ℓ ③合計: (①+②)×3日間 = 39ℓ</p> <p>計画数量: 36か所×39ℓ/所 = 1,404ℓ</p>
ビブス	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、10枚備蓄します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×10枚/所</p> <p>計画数量: 36か所×10枚/所 = 360枚</p>
養生テープ	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、10巻備蓄します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×10巻/所</p> <p>計画数量: 36か所×10巻/所 = 360巻</p>
ブルーシート	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、60枚備蓄します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×60枚/所</p> <p>計画数量: 36か所×60枚/所 = 2,160枚</p>
アングルボード	<p>算定根拠: 救援センター1か所につき、1台備蓄します。</p> <p>算定式: 救援センター箇所数×1台/所</p> <p>計画数量: 36か所×1台/所 = 36台</p>

IV. 備蓄物資入替計画

1. 食料・飲料水

賞味期限間近の食料・飲料水は、自主防災組織訓練、区主催イベント、小中学校の防災教育等で配布し、防災意識の啓発を図ります。また、子ども食堂や社会福祉協議会等へ提供し有効活用します。

本区が重点的に取り組んでいる「SDGsの推進」を実現するために、備蓄物資の更なる活用方法を検討していきます。

品名	保存期限	入替計画
アルファ化米	5年	4年備蓄し1年かけて防災啓発で活用
アルファ化米 (おかゆ)		
ビスケット クラッカー		
ライスクッキー (アレルギー対応)		
飲料水		
液体ミルク	18か月	毎年、区内保育園にて給食に活用
粉ミルク (アレルギー対応)		

2. 生活必需品・感染症対策用品

日常点検にて品質が保たれていない又は不足が生じた場合に購入します。また、保存期限が1年を切った生活必需品については、社会福祉協議会やNPO法人等に提供することで有効活用します。

品名	保存期限	入替計画
おむつ (乳幼児用)	5年 10年	ミニ備蓄倉庫分は9年経過後、集中備蓄倉庫分は4年経過後に区内保育園及び子ども家庭支援センターにて配布
おむつ (成人介護用)		ミニ備蓄倉庫分は9年経過後、集中備蓄倉庫分は4年経過後に区内介護事業者等にて活用
携帯トイレ (汚物処理剤付)	15年	推奨の15年経過後に防災啓発で使用
毛布	10年	状態が良いものはリパック対応 1度リパックした毛布は廃棄
生理用品	5年 10年	センター分は9年経過後、集中備蓄分は4年経過後に区立小中学校及び子ども家庭支援センターにて配布
トイレトーパー	10年	10年経過後に防災啓発で活用
おしりふき	5年	5年経過後に保育園・施設等で活用
哺乳瓶	3年	推奨の3年経過後に保育園にて活用
ハンドソープ	3年	推奨の3年経過後に区の施設にて活用
歯ブラシ	3年	推奨の3年経過後に防災啓発で活用
洗口液	5年	5年経過後10か月以内に防災啓発で使用
マスク	3年	推奨の3年経過後に廃棄

3. 防災資器材

日常点検にて品質が保たれていない、耐用年数の経過又は不足分が生じた場合に購入します。

品名	保存期限	更新計画
空気亜鉛電池	5年	4年備蓄し1年かけて防災イベントで活用
発電機	10年	使用できることを毎年度確認する(10年で買替)
乾電池 (単1・単2・単4)	10年	9年備蓄し1年かけて区の施設で活用
養生テープ	3年	推奨の3年経過後に区施設にて活用
アングルボード	—	使用できることを毎年度確認 品質が保たれていない場合には買替

V. 配分計画と備蓄倉庫

1. 配分計画

(1) 備蓄場所の分類

本区が整備する備蓄物資倉庫は、救援センターミニ備蓄倉庫(以下、「ミニ備蓄倉庫」という。)と集中備蓄倉庫の2種類があります。本区は人口集中地区に位置していることもあり、とりわけミニ備蓄倉庫のスペースに限りがあるため、各備蓄物資を【緊急度】と【重要度】の2つの視点から精査したうえで、備蓄場所を分類します。

分類にあたっては、「避難所運営ガイドライン平成28年4月(令和4年4月改訂) 内閣府(防災担当)」をもとに、発災当日に対応すべきこととされている事項で必要となる備蓄物資を中心に、ミニ備蓄倉庫に備蓄します。

例えば、「発災当日に必要」【緊急度Ⅰ】かつ「生命・健康維持のために必要度が高い物資」【重要度A1】に分類される物資は、発災直後から避難所生活に必要となる物資であるため、ミニ備蓄倉庫に備蓄する優先度が高い物資となります。

【緊急度】及び【重要度】の区分

【緊急度】

分類	内容
Ⅰ	発災当日
Ⅱ	発災2日目以降

【重要度】

分類	内容
A1	生命・健康維持のために必要度が高い物資
A2	アレルギー有症状者、乳幼児、高齢者等が必要とする物資
B	生命・健康維持に必ずしも必要はないが必要度が高い物資

(2) ミニ備蓄倉庫への備蓄優先度が高い物資

(1)で示しました【緊急度】及び【重要度】をもとに、ミニ備蓄倉庫に備蓄する優先順位を下表のとおりとします。備蓄優先度が高い備蓄物資については、優先的にミニ備蓄倉庫に備蓄します。

■ミニ備蓄倉庫に備蓄する優先順位

備蓄優先度	【緊急度】【重要度】
1位	・I-A1 ・I-A2
2位	B
3位	・II-A1 ・II-A2

(3) 備蓄倉庫の区分

① 救援センターミニ備蓄倉庫(※「IX.巻末資料」のとおり)

災害直後から必要となる備蓄物資を備蓄物資配布対象者へ配布できるようにするために、各救援センターに整備された備蓄倉庫です。

「発災当日に必要」【緊急度Ⅰ】であり、「生命・健康維持のために必要度が高い物資」【重要度A1】、「アレルギー有症状者、乳幼児、高齢者等が必要とする物資」【重要度A2】を中心に備蓄します。

② 集中備蓄倉庫(※「IX.巻末資料」のとおり)

「発災2日目以降」【緊急度Ⅱ】に必要となる物資を中心に備蓄します。

2. ミニ備蓄倉庫への備蓄優先順位

1(1)で示した【緊急度】及び【重要度】をもとに、備蓄物資ごとにミニ備蓄倉庫に備蓄する優先順位を分類しました。救援センター運営者が使用する防災資器材は分類対象外としました。

分類	備蓄物資名	【緊急度】	【重要度】	2日目以降使用分	
				【緊急度】	【重要度】
食料	アルファ化米	I	A1	II	A1
	アルファ化米(おかゆ)	I	A2	II	A2
	ビスケット・クラッカー	I	A1	II	A1
	ライスクッキー(アレルギー対応)	I	A2	II	A2
	液体ミルク	I	A1	II	A1
	粉ミルク(アレルギー対応)	I	A2	II	A2
飲料水 給水用ポリ袋	飲料水	I	A1	給水車・応急給水栓	
	給水用ポリ袋	I	A1	—	—
生活必需品	毛布・保温用資材	I	A1	II	A1
	段ボール間仕切り	I	A1	II	A1
	簡易ベッド	I	A1	II	A1
	生理用品	I	A1	II	A2
	哺乳瓶	I	A1	II	A1
	歯ブラシ	I	A1	—	—
	洗口液	I	A1	II	A1
災害用トイレ おむつ	おむつ(乳幼児用)	I	A2	II	A2
	おむつ(成人介護用)	I	A2	II	A2
	携帯トイレ(避難所避難者用)	I	A1	マンホールトイレ	
	携帯トイレ(避難所避難者以外用)	I	A1	II	A1
	トイレトペーパー	I	A1	II	A2
	おしりふき	I	A1	II	A2
感染症 対策用品	マスク	I	A1	II	A1
	手指用消毒液	I	A1	II	A1
	手袋	I	A1	II	A1
	ハンドソープ	I	A1	II	A1
	フェイスシールド	I	A1	II	A1
	感染防止エプロン	I	A1	II	A1
	体温計(非接触型)	I	A1	—	—
防災資器材	組み立て式水槽	—	B	—	—
	空気亜鉛電池	—	B	—	—

■分類対象外とした防災資器材

乾電池(単1・単2・単4)	延長コード(コードリール)	懐中電灯
投光機	救援センター看板	ラジオ
トランジスタメガホン	担架	発電機
非常用電源用燃料	ビブス	養生テープ
ブルーシート	アンプルボード	

3. ミニ備蓄倉庫に保管する備蓄物資一覧と保管に必要なスペース

2で分類したミニ備蓄倉庫に備蓄する優先順位をもとに、ミニ備蓄倉庫に保管する備蓄物資の数量と必要となるスペースを算定します。下表は避難所避難者(避難所避難者以外からの需要を含む)1,000人が発災当日に必要と想定される物資数量です。下表の物資数量を保管するためには、約72.16㎡必要です。高さ2mまで積み上げたと仮定すると(積み上げ不可の物資は平置き)、必要となるスペースは作業スペース兼通路(ミニ備蓄倉庫面積のうち35%)を加えて、66.93㎡と考えられます。

原則として、発災2日目以降に必要な物資は、災害対策本部が各救援センターからの要望等を取りまとめて、集中備蓄倉庫から各救援センターへ搬送します。

■ミニ備蓄倉庫保管備蓄物資一覧【避難所避難者(避難所避難者以外からの需要を含む)1,000人分】

分類	備蓄物資名	数量	体積(m ³)	備考
食料	アルファ化米	1,800食	0.831	
	アルファ化米(おかゆ)	200食	0.093	
	ビスケット・クラッカー	980食	0.635	
	ライスクッキー(アレルギー対応)	48食	0.032	
	液体ミルク	120食	0.051	
	粉ミルク(アレルギー対応)	12食	0.004	
飲料水 給水用ポリ袋	飲料水(1.5ℓ)	2,000本	5.386	
	給水用ポリ袋	1,000袋	0.761	
生活必需品	毛布・保温用資材	2,000枚	22.577	1人2枚のうち1枚はアルミシート
	段ボール間仕切り	1,170枚	19.152	
	簡易ベッド	778台	15.554	
	生理用品	900枚	0.091	
	哺乳瓶	192個	0.073	
	歯ブラシ	1,000本	0.437	
	洗口液	7,200包	0.264	
災害用トイレ おむつ	おむつ(乳幼児用)	228枚	0.112	
	おむつ(成人介護用)	366枚	0.381	
	マンホールトイレ用資機材	一式	1.747	車椅子型1、一般型3、男性小便器2
	携帯トイレ(避難所避難者用)	1,500個	0.199	
	携帯トイレ(避難所避難者以外用)	2,000個	0.265	
	トイレトーパー(200m巻)	96巻	0.177	

	おしりふき(100枚入り)	200個	0.044	
感染症 対策用品	マスク※1	2,500枚	0.137	
	手指用消毒液※	23ℓ	0.064	
	手袋	150枚	0.005	
	ハンドソープ	27.25ℓ	0.074	
	フェイスシールド	10枚	0.015	
	感染防止エプロン	30枚	0.038	
	体温計(非接触型)	2台	0.002	
防災資器材	乾電池(単1・単2・単4)	・単1:120本 ・単2:10本 ・単4:20本	0.010	
	延長コード(コードリール)	1台	0.014	
	懐中電灯	10台	0.763	
	投光機	2台	0.052	
	組み立て式水槽	1台	0.319	
	空気亜鉛電池	3台	0.049	
	救援センター看板	3台	0.648	
	ラジオ	3台	0.002	
	トランジスタメガホン	3台	0.044	
	担架	2台	0.113	
	発電機	2台	0.126	
	非常用電源用燃料	39ℓ	0.031	
	ビブス	10枚	0.024	
	養生テープ	10巻	0.022	
	ブルーシート	60枚	0.749	
	アングルボード	1台	0.009	

※1救援センター運営者使用分(3日間)含む

※2備蓄数量は一箱あたりの入り数に応じて切り上げをおこなっている

※3体積は小数点第四位を切り上げ

VI. 帰宅困難者用備蓄

1. 想定される帰宅困難者数

大規模地震等が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、ターミナル駅である池袋駅周辺では多くの滞留者が発生することが想定されます。平成24年に東京都帰宅困難者対策条例が制定され、救命救助活動の妨げにならないよう、発災時にはむやみに移動せず、職場や学校等で3日間待機する一斉帰宅抑制や3日間の待機に耐えられるよう3日分の備蓄を行うことが呼びかけられています。

一方、職場や学校等といった所属場所が無い帰宅困難者は、3日間待機する場所や備蓄物資が確保されていないことから、「区による対策が必要となる帰宅困難者」となります。

本区では、「職場や学校等の所属場所が無いために、発災時に屋外で滞留している人」を一時滞在施設への誘導や備蓄物資の配布等の対策が必要となる帰宅困難者に位置付けることとします。平成24年都被害想定では約53,000人でしたが、建物の耐震化率向上等により、令和4年都被害想定では約26,000人と想定しています。

(1) 算定根拠

都被害想定にある池袋駅周辺滞留者数(下表)をもとに、帰宅困難者として位置付けた「職場や学校等の所属場所が無いために、発災時に屋外で滞留している人」を算定します。また、区による対策が必要となる帰宅困難者数の内訳は以下の通りです。

■池袋駅周辺滞留者数(※都被害想定に区による対応が必要となる帰宅困難者数及び増減を追記)

	駅周辺滞留者		待機人口	滞留場所不明人口	計	区による対策が必要となる帰宅困難者数
	屋内滞留者	屋外滞留者				
令和4年	86,324	14,061	38,816	4,279	143,480	26,147
平成24年	80,944	21,554	17,508	27,728	147,734	53,932
増減	5,299	▲7,493	21,308	▲23,449	▲4,254	▲27,785

※池袋駅周辺とは、池袋駅を起点とした2キロ四方のエリアを指す。

※東京都市圏内からの流入者のみの数値である。東京都市圏外からの流入者を含まない。

※滞留者数算出のもととなった調査はすべて令和元年度実施のため、新型コロナウイルス感染症前の状況を示している。

待機人口：滞留目的が自宅又はその周辺の人々の総数

滞留場所不明人口：発災の時間帯に何らかの目的をもって移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人の総数

屋内滞留者：駅周辺で業務又は学校の目的で滞留している人の総数

屋外滞留者：駅周辺で私用又は不明の目的で滞留している人の総数

東京都市圏内からの流入者：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県からの来訪者

東京都市圏外からの流入者：上記5都県以外からの来訪者及び海外からの来訪者

■区による対策が必要となる帰宅困難者の内訳(①+②=26,147人)

①屋外滞留者(14,061人)

②屋内滞留者のうち、必要な耐震性を有していない建物に滞留している者(12,086人)

(2)算定方法

① 屋外滞留者(14,061人)

- 池袋駅周辺滞留者数に占める屋外滞留者数をそのまま採用します。

② 屋内滞留者のうち、必要な耐震性能を有していない建物に滞留している者(12,086人)

- 発災時に屋内に滞留していても、その建物が必要な耐震性能を有していない場合には、屋外へ避難しなければなりません。
- 豊島区耐震改修促進計画(令和3年4月改訂)によると、豊島区における必要な耐震性能を有していない建築物の割合は、住家は8%、民間特定建築物は13.2%、特定緊急輸送道路沿道建築物・一般緊急輸送道路沿道建築物は13.3%となっています。
- 池袋駅周辺はオフィスビルや商業施設が多い立地であることから、住家ではなく、民間特定建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物・一般緊急輸送道路沿道建築物の割合(小数点繰り上げにより14%)を採用します。
- また耐震化率の統計は、町丁目別や建物の収容人数別といった詳細なものではなく、区内全域での統計となっているため、機械的に屋内滞留者に耐震性能を有していない建物の割合を乗じて、算出しています。

■算定式:屋内滞留者(86,324人)×耐震性能を有していない建物の割合(14%)÷12,086人

③ 東京都市圏外からの流入者の取り扱い(算定対象外)

- 東京都市圏外からの流入者は、都被害想定では東京都全体での集計のみであり、自治体やターミナル駅別での集計は行っていないため、算定の対象外とします。
- 各事業者には外部の帰宅困難者のために、10%程度の量を余分に備蓄するよう呼びかけていることから、これを活用することで可能な限り対応することとします。

2. 帰宅困難者用備蓄計画数

① 帰宅困難者用備蓄物資配布対象者

「職場や学校等の所属場所が無いために、発災時に屋外で滞留している人」を一時滞在施設への誘導や備蓄物資の配布等の対策が必要となる帰宅困難者に位置付けています。帰宅困難者用備蓄物資配布対象者は、区による対策が必要となる帰宅困難者(26,147人)とします。

一方、本区と帰宅困難者対策に関する連携協定を締結している民間一時滞在施設の中には、独自に帰宅困難者用備蓄物資を備蓄している施設があります。帰宅困難者対策の性質上、一時滞在施設内に備蓄物資を保管することが好ましいこと、本区が所有する池袋駅周辺備蓄倉庫のスペースに限りがあることから、「区による対策が必要となる帰宅困難者用の備蓄物資数」から「民間一時滞在施設が備蓄する備蓄物資数」を減じた数量を「区が用意する帰宅困難者用備蓄物資量」として算定します。

なお、東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金にて指定備蓄品目に定められている「飲料水、食料、トイレ、毛布又はブランケット」以外の物品については、民間一時滞在施設で備蓄していないものも含まれているため、「区による対策が必要となる帰宅困難者用の備蓄物資数」をもとに算定します。

■区が用意する帰宅困難者対策用備蓄物資数量の算定式

分類	3日分物資数(人分)
①「区による対策が必要となる帰宅困難者用の備蓄物資数」	26,147
②「民間一時滞在施設が備蓄する備蓄物資数」(令和4年7月時点)	※6,432
③区が用意する帰宅困難者対策用備蓄物資量(①-②)	19,715

※3日分の備蓄物資を独自に用意している民間一時滞在施設の収容可能人数(合計値)

② 備蓄品目

救命救助活動の妨げにならないよう、発災時にはむやみに移動せず、3日間待機する一斉帰宅抑制が呼びかけられているため、一時滞在施設利用者向けに、3日間待機に耐えられるよう3日分の備蓄を行います。なお、都被害想定にある池袋駅周辺滞留者数は年齢区分不明であるため、令和2年国勢調査(令和2年10月1日時点)の豊島区人口の年齢区分を引用して備蓄計画数を算定します。

品名	配布対象	算定根拠・算定式・計画数量
サンドビスケット	帰宅困難者用備蓄物資配布対象者全員 (0歳を除く)	算定根拠:水や調理器具を使用することなく手軽に食べることができる主食として、1人1日あたり3食、3日分を備蓄します。 算定式:備蓄物資配布対象者×配布対象構成比×3食/日×3日 =主食必要数 主食必要数-ライスクッキー必要数=サンドビスケット必要数 計画数量:19,715人×99.35%×3食/日×3日=176,300食 176,300食-8,000食=168,300食

<p>ライスクッキー (アレルギー対応)</p>	<p>アレルギー有 帰宅困難者用備蓄物資配布対象者全員 (0歳を除く)</p>	<p>算定根拠: サンドビスケットが小麦を使用した備蓄品となっているため、アレルギー対応として、ライスクッキーを1人1日あたり3食、3日分備蓄します。配布対象の食物アレルギー保有率は4.5%^⑤として算定します。</p> <p>算定式: 主食必要数×食物アレルギーを有する割合=ライスクッキー必要数</p> <p>計画数量: 176,300食×4.5%≒8,000食</p>
<p>飲料水</p>	<p>帰宅困難者用備蓄物資配布対象者全員</p>	<p>算定根拠: 1人あたり1日3ℓ^②とします。</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者×3ℓ/日×1日</p> <p>計画数量: 19,715人×3ℓ/日×1日≒59,200ℓ</p> <p>※2日目以降は、応急給水にて対応するため、1日分をペットボトルで用意します。</p>
<p>毛布 (保温用資材)</p>	<p>帰宅困難者用備蓄物資配布対象者全員</p>	<p>算定根拠: 東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところにより、1人あたり1枚を備蓄します。</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者×1枚</p> <p>計画数量: 19,715人×1枚≒19,800枚</p>
<p>携帯トイレ</p>	<p>4歳以上</p>	<p>算定根拠: 東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところにより、1人1日あたり5個、3日分を備蓄します。</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者×配布対象構成比×5個/人×3日</p> <p>計画数量: 19,715人×97.36%×5個/人×3日≒288,000枚</p>
<p>おむつ</p>	<p>0歳～3歳</p>	<p>算定根拠: 1人1日あたり8枚^②、3日分を備蓄します。</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者×配布対象構成比×8枚/人×3日</p> <p>計画数量: 26,147人×2.64%×8枚/人×3日≒16,600枚</p>

<p>液体ミルク</p>	<p>0歳</p>	<p>算定根拠: 哺乳量の目安を1人1日あたり800ml^⑦(乳児によって、ミルクを飲む回数は異なりますが、1食あたり200ml、4回/日とします)とし、3日分を備蓄します。</p> <p>算定式: 備蓄物資配布対象者×配布対象構成比×4回/日×3日 =ミルク必要数 ミルク必要数－アレルギー対応粉ミルク必要数 =液体ミルク必要数</p> <p>計画数量: 26,147人×0.65%×4回/日×3日≒2,100食 2,100食－300食=1,800食</p>
<p>粉ミルク (アレルギー対応)</p>	<p>アレルギー有 0歳</p>	<p>算定根拠: アレルギー対応の液体ミルクは製造されていないため、粉ミルクを備蓄します。配布対象の食物アレルギー保有率は10%^⑤として算定します。</p> <p>算定式: ミルク必要数×0歳の食物アレルギーを有する割合</p> <p>計画数量: 2,100食×10%≒300食</p>
<p>哺乳瓶</p>	<p>0歳</p>	<p>算定根拠: 調乳後2時間以内に使用しなかったミルクは廃棄すること^⑥とされており、避難生活という環境から哺乳瓶の洗浄及び消毒を十分に行うことは困難であると想定し、1食につき哺乳瓶1個を使い捨てられるよう備蓄します。</p> <p>算定式: ミルク必要数×1個/食</p> <p>計画数量: 2,100食×1個/食=2,100個</p>

VII. 家庭内備蓄

家庭内備蓄の必要性や意義について、区防災地図、区ホームページ、チラシ、救援センター訓練等で継続的に啓発を行っていきます。

家庭内備蓄の広報では、普段から在宅避難を想定して、防災アイテムを準備することを呼び掛けるとともに、日用品や日頃から食べている食品を少し多めに購入して、古いものから順番に消費して、使った分だけ補充するローリングストック法や家庭内でも数か所に分けて収納する分散備蓄等、日頃から防災を意識できるような啓発に取り組みます。

1. 備蓄物資の具体例

栄養バランス、家族の好み、家庭の状況を考慮したうえで備蓄します。特別に災害用食料を用意しなくとも、普段から食べられた食料で賄うことでも可能です。

1. 食料・飲料水

身の回りにあり、すぐに食べられるものを備蓄します。無い場合には、以下に留意したうえで備蓄します。

- 日用品や日頃から食べている食品を少し多めに購入して、使った分だけ補充(ローリングストック法)
- そのまま食べられるか、水やお湯を足す程度の簡単な調理で済むもの
- 持ち運びに便利なもの
- 必要最小限のエネルギーや栄養を補給できるもの
- 家庭の状況(乳幼児、高齢者、アレルギー有症状者等)に配慮したもの

分類	品目
主食	・レトルトご飯 ・無洗米 ・即席麺・乾麺
主菜	・レトルト食品(カレー等) ・缶詰(さばの味噌煮、野菜等)
副菜	・フリーズドライ食品 ・乾物(切り干し大根・寒天等)
調味料	・味噌 ・塩 ・こしょう ・しょうゆ ・ソース ・マヨネーズ
飲料	・水 ・お茶 ・スポーツ飲料 ・野菜ジュース
その他	・チーズ ・プロテインバー ・栄養補助食品(ゼリー飲料、バランス栄養食) ・お菓子 ・缶詰(果物) ・健康飲料粉末

2. 生活必需品

分類	品目
生活用品	・ポリ袋 ・ラップ ・アルミホイル ・ティッシュペーパー ・トイレトペーパー ・点火棒 ・布製ガムテープ ・軍手 ・ビニール手袋 ・新聞紙
衛生用品	・救急箱 ・マスク ・常備薬 ・処方箋薬 ・除菌ウエットティッシュ ・ウエットボディタオル ・使い捨てコンタクトレンズ ・アルコールスプレー ・口腔ケア用品(口内洗浄液、歯磨き用ウエットティッシュ)

3. 女性用品・乳幼児用品・高齢者用品・ペット用品

分類	品目
女性用品	・生理用品 ・基礎化粧品
乳幼児用品	・粉ミルク ・液体ミルク ・アレルギー対応離乳食 ・おしりふき ・おむつ ・使い捨て哺乳瓶
高齢者用品	・おかゆ ・補聴器用電池 ・入れ歯洗浄剤
ペット用品	・ペットフード ・水 ・ペット用首輪 リード・ペット用のトイレ用品 ・ペット用ゲージ ・ペット用食器

4. 災害用トイレ

上下水道施設の建物被害や配管被害、停電等により、断水が生じた場合、トイレの使用が困難となることが想定されます。また、過去の災害においては、トイレ共用への抵抗感からトイレの使用が敬遠されて、体調を崩されるケースもありました。そのような事態に備え、携帯トイレの備蓄を推奨します。

品目	必要数
携帯トイレ	1人あたり1日につき約5枚×家族の人数分×3日以上
トイレ消耗品	・汚物処理袋 ・脱臭剤 ・凝固剤 ・厚手のゴミ袋

5. 医薬品等

家庭にある常備薬や救急医薬品、三角巾やガーゼ等は、平常時から数量や使用期限等の確認を行います。また、各家庭の状況により個別に必要となるものについては、平常時から管理し、すぐに持ち出せるように保管します。

6. 災害に備えて準備し、定期的に使用確認等を行うもの

災害時に必要なもので、被災地で重宝された品目として以下のものがあります。使用期限切れや電池切れ等で使用できなくなることを避けるために、実際に使えるか定期的に確認しておくことが重要です。

分類	品目
照明器具	・懐中電灯 ・LEDランタン ・ヘッドライト
生活用品	・携帯トイレ ・カセットコンロ ・手回し充電式等のラジオ ・携帯電話充電器
燃料類	・カセットボンベ ・乾電池
その他	・給水袋 ・ポータブルストーブ ・使い捨てカイロ ・クーラーボックス ・リュックサック

VIII. 救援物資

東日本大震災や熊本地震等では、全国から各被災地の集積場所(拠点)に救援物資が届けられました
が、物資の在庫管理や仕分けの処理能力を超えてしまい、救援物資の物流全体が低下しました。

さらに、情報収集・管理体制が十分に機能することができず、避難所等における物資の需要把握が的確
にできなかったため、救援物資が各避難所まで円滑に届かなかった状態が発生しました。

こうしたことから、国や都、他自治体等とも連携・協力して、速やかに救援物資を受け入れられるよう、
受入体制の構築を図るとともに、マニュアル等を定める等して、体制の強化を図っていきます。

また、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報
収集体制の構築に努めます。

1. 地域内輸送拠点

名称	所在地
としまみどりの防災公園	豊島区東池袋 4-42
日本通運株式会社 東京引越支店 江古田流通センター	練馬区旭丘 1-22-13

2. 物資の輸送に関する協定締結一覧(令和5年6月1日現在)

協定件名	協定内容	協定先
災害時における応急対策用 貨物自動車の供給並びに救 援物資等の仕分け業務の協 力に関する協定	貨物自動車の供給と救援物資の仕分 け業務	東京都トラック協会豊島支部
災害時における物資等の緊 急輸送業務の協力に関する 協定書	災害対策用軽自動車の供給並びに物 資等の輸送業務	赤帽首都圏軽自動車運送協同 組合城北支部
災害時における緊急輸送協 力に関する協定	物資及び資機材の輸送業務等	東京ハイヤー・タクシー協会
帰宅困難者用備蓄物資等の 緊急輸送業務の協力に関す る協定書	災害時における帰宅困難者用備蓄物 資等の緊急輸送業務	日本通運株式会社東京引越支 店

3. 救援物資(緊急物資)に関する協定締結一覧(令和5年6月1日現在)

協定件名	協定内容	協定先
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援	東京23区
災害時相互応援協定書	食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供等	山形県遊佐町、埼玉県秩父市、福島県猪苗代町、岩手県一関市、岐阜県関市、群馬県神流町、新潟県魚沼市、長野県箕輪町、茨城県常陸大宮市、栃木県那須烏山市、山形県村山市、秋田県能代市、愛媛県内子町、神奈川県湯河原町

IX. 巻末資料

備蓄倉庫一覧

地域備蓄倉庫

名称	住所	備蓄倉庫面積(m ²)
西池袋備蓄倉庫	西池袋3-20-1	221.6
西巣鴨備蓄倉庫	西巣鴨3-17-1	285.22
高田備蓄倉庫	目白1-1-1	231.5
駒込備蓄倉庫	駒込2-2-1	267.78
北大塚備蓄倉庫	北大塚3-29-11	88.76
上池袋備蓄倉庫	上池袋1-33-20	705.45
池本だんだん公園内備蓄倉庫	池袋本町2-37	55
雑司が谷公園内備蓄倉庫	雑司が谷2-12	109.06
としまみどりの防災公園内備蓄倉庫	東池袋4-42	464.43

救援センターミニ備蓄倉庫

救援センター	住所	備蓄倉庫面積(m ²)
仰高小学校	駒込 5-1-19	21.57
駒込小学校	駒込 3-13-1	52.36
巣鴨小学校	南大塚 1-24-10	50.09
清和小学校	巣鴨 3-14-1	37.51
西巣鴨小学校	西巣鴨1-27-1	36.66
豊成小学校	上池袋1-18-24	28.24
朋有小学校	東池袋4-40-1	35.34
朝日小学校	巣鴨5-33-1	47.58
池袋第一小学校	上池袋4-28-1	57.68
池袋本町小学校・池袋中学校連携校	池袋本町1-43-1	57.02(2救援センター分収納)

池袋第三小学校	西池袋3-14-3	81.02
池袋小学校	池袋4-23-8	37.43
南池袋小学校	南池袋3-18-12	45.07
高南小学校	高田2-12-7	31.12
目白小学校	目白2-11-6	61.54
長崎小学校	長崎2-6-3	63.21
要小学校	要町2-3-20	31.60
椎名町小学校	南長崎4-30-5	43.90
富士見台小学校	南長崎1-10-5	33.83
千早小学校	千早3-33-5	43.93
高松小学校	高松2-57-22	74.87
さくら小学校	長崎6-16-1	35.45
駒込中学校	駒込4-5-1	74.04
巣鴨北中学校	西巣鴨3-17-1	102.39
西巣鴨中学校	南大塚3-18-1	59.72
西池袋中学校	西池袋4-7-1	79.40
千登世橋中学校	目白1-1-1	0.00※高田備蓄倉庫内に保管
千川中学校	高松1-9-21	42.96
明豊中学校	長崎5-31-29	36.28
旧文成小学校	池袋本町4-36-1	34.01
旧真和中学校	目白5-24-12	26.57
みらい館大明	池袋3-30-8	78.64
豊島体育館	要町3-47-8	57.14
南長崎スポーツ公園	南長崎4-13-5	64.60
西部区民事務所	千早2-39-16	81.81

入替計画表(避難者用、帰宅困難者用)

別紙参照

【別紙】入替計画(帰宅困難者)

No	小分類	備蓄数量目標	令和5年7月現在 備蓄数量	単位	区の備蓄目標 数量	単位	一箱あた りの数	一箱あたり 体積(m)	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035	令和18 2036	集中備蓄数量	箱数	体積(m)	入替備考	
1	アルファ化米	600	600	食	600	食	50	0.0231		600				600				600				600			0	0	0.000	4年備蓄し1年で防災啓発で活用	
2	サンドビスケット	168,300	182,220	食	168,300	食	60	0.0231	39,000	30,000	36,000	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	42,075	168,300	2805	64.678	4年備蓄し1年で防災啓発で活用	
3	米粉クッキー	8,000	0	食	8,000	食	48	0.0311				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000	167	5.194	4年備蓄し1年で防災啓発で活用	
4	粉ミルク(約800g)缶	0	0	食	0	食	16	0.0019																	0	0	0.000		
5	粉ミルク(アレルギー対応)(約300g)(缶)	300	240	食	300	食	6	0.0019				300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	50	0.093	区内保育園にて給食に活用
6	液体ミルク	2,100	1,512	食	2,100	食	24	0.0101				2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	88	0.887	区内保育園にて給食に活用	
7	水(500ミリリットル)	116,500	158,100	本	116,500	本	24	0.0215	39,000	29,100	36,000	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	29,136	116,544	4856	104.610		
8	水(2リットル)	600	600	本	600	本	8	0.0215		600				600				600				600			0	0	0.000	4年備蓄し1年で防災啓発で活用	
9	携帯トイレ(避難所避難者用)	288,000	212,000	個	288,000	個	100	0.0132				76,000	72,000	72,000	68,000										288,000	2880	38.154	推奨の15年経過後に防災啓発で使用	
10	毛布(アルミシート)	26,200	52,900	枚	26,200	枚	100	0.03																	26,200	262	7.860	一人1枚分はアルミシートで対応	
11	子供用おむつ(S)	16,600	0	枚	16,600	枚	328	0.1112		16,600				16,600				16,600				16,600			16,600	73	8.114	9年経過後に区内保育園及び子ども家庭支援センターにて配布	
12	子供用おむつ(M)	0	0	枚	0	枚	256	0.1112		0				0				0				0			0	0	0.000	9年経過後に区内保育園及び子ども家庭支援センターにて配布	
13	子供用おむつ(L)	0	0	枚	0	枚	176	0.1112		0				0				0				0			0	0	0.000	9年経過後に区内保育園及び子ども家庭支援センターにて配布	
14	子供用おむつ(BIG)	0	0	枚	0	枚	152	0.1112		0				0				0				0			0	0	0.000	9年経過後に区内保育園及び子ども家庭支援センターにて配布	
15	哺乳瓶(使い捨て)	2,400	2,400	個	2,400	個	96	0.0364	800	800	800	864	864	864	864	864	864	864	864	864	864	864	864	864	2,592	9	0.328	推奨の3年経過後に保育園にて活用	

豊島区備蓄物資計画

令和5年12月策定

(豊島区総務部防災危機管理課)

東京都帰宅困難者対策条例

平成25年4月1日

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条—第九条）
- 第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
- 第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）
- 第五章 帰宅支援（第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条）附

則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができる場合、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業員の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところ

により、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。))第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第三百三十四条に規定する各種学校をいう。))並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

豊島区防災対策基本条例

平成25年3月25日

条例第6号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 自助、共助及び公助（第5条—第11条）
- 第3章 予防対策（第12条—第18条）
- 第4章 応急対策（第19条—第26条）
- 第5章 復興対策（第27条）
- 第6章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災対策について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、予防対策、応急対策及び復興対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害による被害の最小化を図り、区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、暴風、竜巻、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 区民 豊島区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者（以下「住民」という。）又は区内で働く者若しくは学ぶ者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体及び事業活動を行う場合における個人をいう。
- (5) 外出者 災害発生時に自宅外にいる者をいう。
- (6) 帰宅困難者 災害発生による交通機関の停止のため、徒歩による帰宅が困難となる者をいう。
- (7) 要配慮者 発災時の避難行動、発災後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいう。

(8) 災害時要援護者 要配慮者のうち、別表第1に規定する、災害時において特に援護を要するものをいう。

(9) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、別表第2に規定する、避難行動において特に支援を要するものをいう。

(10) 地域防災組織 町会、自治会その他区長が認めた組織をいう。

(11) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の防災対策を実施する東京都の関係機関及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条に規定する機関をいう。

（平28条例30・一部改正）

（基本理念）

第3条 防災対策は、地域の絆を広げながら取り組むセーフコミュニティ活動の一つとし、自らの生命は自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が区民の安全を確保するという公助の考え方にに基づき、区、区民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組むことを基本とする。

（防災対策に関する組織）

第4条 法第16条第1項の規定により設置する豊島区防災会議（以下「防災会議」という。）は、前条に規定する基本理念に基づき、法第42条の規定による豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を作成又は修正するものとする。

2 法第23条の2第1項の規定により設置する豊島区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）は、前項に規定する地域防災計画の定めるところにより区内に係る災害の予防対策及び応急対策を実施する。

3 防災会議及び災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第2章 自助、共助及び公助

（区民の自助）

第5条 区民は、自助の理念にのっとり、平常時から防災に関する知識及び情報を収集することにより、防災知識及び防災意識の向上に努めるとともに、災害から自己の安全の確保に努めなければならない。

2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。

(1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

(2) 家具等の転倒、移動及び落下の防止

(3) 出火の防止

(4) 初期消火に必要な用具の準備

(5) 飲料水及び食糧の確保

(6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

(事業者の自助)

第6条 事業者は、自助の理念にのっとり、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員及び事業所に来所する者の安全の確保及び災害に関する情報の提供に努めなければならない。

2 事業者は、災害時において従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業員の3日分の飲料水、食糧等及び帰宅困難者のための必要な物資を確保するよう努めなければならない。

3 学校等(大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育所その他子育て支援を行う施設をいう。)の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他生徒等の安全確保に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、事業を継続するための計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めるものとする。

(外出者の自助)

第7条 外出者は、自助の理念にのっとり、自己の安全を確保するため、むやみに移動せず、災害時の混乱を防止するよう努めなければならない。

2 外出者は、災害時において安全に帰宅することができるよう、あらかじめ家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めるものとする。

3 帰宅困難者は、災害時の自己の安全を確保するとともに、帰宅に関する情報の収集に努めなければならない。

(区民の共助)

第8条 区民は、共助の理念にのっとり、災害時における負傷者の救護、要配慮者の援護及び帰宅困難者対策等の応急活動に協力するよう努めなければならない。

2 区民は、災害による被害から生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

3 区民は、平常時から地域における良好な関係づくりに努めるとともに、自発的な防災訓練への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、区の防災に寄与するよう努めなければならない。

(平28条例30・一部改正)

(事業者の共助)

第9条 事業者は、共助の理念にのっとり、地域防災組織との連携を図りつつ、地域における自

主的な防災活動に協力するとともに、区及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その社会的責任を自覚し、災害による被害の防止、被災した区民の生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 3 事業者は、災害時において、区、他の事業者及び防災関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。
- 4 事業者は、要配慮者の安全確保に配慮するよう努めなければならない。

(平28条例30・一部改正)

(外出者の共助)

第10条 外出者は、共助の理念にのっとり、災害時の被害を最小とするため、区、防災関係機関等が実施する応急対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 帰宅困難者は、災害による負傷者の救護その他被害を最小とするための応急活動に協力するとともに、相互に助け合っ安全な帰宅に努めなければならない。

(区の責務)

第11条 区は、予防対策及び応急対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに被災市街地の復興（以下「復興対策」という。）を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 区は、防災対策を行うにあたり、国、都及び他の区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、地域防災組織及び防災関係機関との連携及び協力に平常時から努めなければならない。
- 3 区は、地域防災計画に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。
- 4 区は、災害発生後における区民生活の早期の安定を図るため、業務を継続するための計画を策定し、この計画に基づく対策を確実に実施するために必要な物資の備蓄及び電力、燃料等の確保に努めるとともに、必要に応じて計画の検証を行うものとする。
- 5 区は、要配慮者に対する施策を推進するよう努めなければならない。
- 6 区は、区の職員に対し、区民の安全を確保することが職務の根本であることを自覚させるとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めさせるものとする。

(平28条例30・一部改正)

第3章 予防対策

(防災意識の向上及び防災教育)

第12条 区長は、防災に関する広報活動を積極的に推進し、区民の防災に関する知識及び意識の向上が図られるよう支援に努めなければならない。

2 区長は、学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、地域防災組織、消防団等が実施する防災教育に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

(地域防災組織)

第13条 区長は、地域防災組織の育成のため、資器材等の整備、訓練の実施、防災意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区長は、地域防災組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダーの育成に努めなければならない。

3 区長は、地域防災組織その他災害時に支援活動を行う団体が、共助の理念に基づき相互に連携・補完し、区内で被災した区民に対して必要な活動を効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。

(マンションの防災対策)

第14条 マンションの居住者等は、災害時のエレベーターの停止等に備え、次に掲げる事項その他必要な事項について、協力して備えるよう努めなければならない。

(1) 物資の備蓄

(2) 防災に関する手引きの作成及び周知

(3) 防災訓練の実施

2 マンションの居住者等は、居住者相互及び地域住民との良好な関係づくりに努めるものとする。

3 マンションの建築主は、震災時における建築構造物に起因する落下物による危険防止措置、防火水そう、備蓄倉庫等の災害対策施設を設置するよう努めなければならない。

4 区長は、マンションの防災対策を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。

5 前各項の実施については、別に条例で定める。

(災害時要援護者及び避難行動要支援者に対する施策)

第15条 区長は、災害時要援護者及び避難行動要支援者を救助し、又は援護する体制が日頃から地域において整備されるよう、次に掲げる各号について必要な支援を行わなければならない。

(1) 町会、自治会、民生委員、警察署、消防署等の連携及び協力による体制の整備

(2) 区立福祉施設等の介護可能な施設の運営及びサービスの提供を行う事業者の連携及び協力による体制の整備

2 区長は、前項に定める場合において、必要があると認めるときは、協定を締結することができる。

3 区長は、第1項に規定する施策を推進するため、災害時要援護者及び避難行動要支援者に係

る個人情報のうち別表第3で掲げるものについて、法第49条の11第1項の規定により目的外利用を行い、地域防災組織又は別表第4で掲げるものに対して、同条第2項の規定により外部提供を行い、必要な個人情報を共有させるものとする。ただし、自己等の個人情報を共有させることを希望しない災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報についてはこの限りでない。

4 区長は、前項に定める共有を行うため、災害時要援護者及び避難行動要支援者の登録名簿を作成するとともに、個人情報の取扱いに関する研修を行い、確実な方法により管理しなければならない。

5 災害時要援護者及び避難行動要支援者は、災害時の自己の安全を確保するため、前各項の趣旨を理解し、協力するよう努めなければならない。

(平27条例58・平28条例30・令4条例54・一部改正)

(防災訓練)

第16条 区長は、地域防災組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 地域防災組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

3 区長は、前2項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めなければならない。

(ボランティアへの支援)

第17条 区長は、災害時において、ボランティアが、区内で被災した区民に対する支援活動を円滑に行うことができるように、活動拠点の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区長は、都及び公共的団体との連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

(防災まちづくりの推進)

第18条 区長は、道路、公園等の都市基盤の整備、密集した市街地の改善、土地利用の誘導等の施策を通じて、防災まちづくりを総合的に推進するものとする。

2 区長は、前項の推進に当たっては、地域防災計画との整合性に配慮し、区民等の参加と協働により進めるものとする。

3 区長は、その管理する建築物その他の公共施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、施設管理者と協力し、幼児、児童、生徒その他の施設利用者の安全を確保するものとする。

4 区長は、区内に存する民間建築物等（公共施設を除く建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の耐震性及び耐火性の確保、落下物の防止並びに崖、擁壁、ブロック塀等の倒壊防止の

ため、調査を行うほか適切な助言・指導に努めなければならない。

- 5 区長は、前項の目的を達成するため、民間建築物等の所有者等に対し必要な助成を行うことができる。
- 6 区長は、台風、集中豪雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策を講じなければならない。

第4章 応急対策

(応急体制の整備)

第19条 区長は、災害時における避難活動及び救援活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、国、都、地域防災組織、防災関係機関及び事業者との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 救出用及び救助用の資器材の整備に関する事。
- (2) 飲料水、食糧その他の避難生活に必要な物資の備蓄及び供給に関する事。
- (3) 緊急輸送に関する事。
- (4) 避難所に関する事。
- (5) 道路上の障害物の除去に関する事。
- (6) 医療救護に関する事。

(避難・救護)

第20条 区長は、被災した住民の救援・救護を実施するため、必要があると認めるときは、区立小学校、中学校その他の公共施設等に避難所（以下「救援センター」という。）を開設しなければならない。

- 2 区長は、特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要援護者の救援・救護を実施するため、必要があると認めるときは、区立社会福祉施設等に福祉救援センターを開設しなければならない。
- 3 区長は、救援センターを災害時における地域の活動拠点として活用するため、平常時から物資の備蓄及び機器の整備に努めなければならない。
- 4 区長は、救援センターの運営に関し、あらかじめ、救援センターとなる施設の責任者、地域防災組織、防災関係機関及び事業者との連携を図り、区民が相互に協力して運営にあたるための体制の整備に努めなければならない。
- 5 救援センターの運営に当っては、プライバシーの確保など、被災者の心身の状況や性別等に配慮するとともに、生活環境を良好に保つよう努めなければならない。
- 6 区長は、災害の規模その他の状況により、救援センターの使用が困難な場合に備え、事業者等との連携を図りながら協力を得て、救援センターの機能を一時的に代替する施設を確保す

るよう努めなければならない。

- 7 区長は、あらかじめ、都及び防災関係機関との連携を図り、災害時に住民が救援センター及び東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第47条第1項に定める広域的な避難場所に安全に避難するために必要な避難路の確保に努めるとともに、避難誘導の方法を確立し、住民へ周知しなければならない。

（情報連絡体制の整備）

第21条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集、分析、整理及び関係機関等との連絡体制の確立に向けて耐災害性の高い手段を整備し、多様な手段を活用して、区民及び事業者に対し確実に災害情報を周知する方法を確立しなければならない。

- 2 区長は、前項の活動を速やかに実施するため、区民及び事業者に対し災害に関する区への情報提供並びに区民及び事業者への情報伝達に関する区への必要な協力を求めることができる。この場合において、区民及び事業者は可能な限り協力するよう努めなければならない。

- 3 区長は、災害情報の周知を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等に配慮しなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第22条 区長は、帰宅困難者対策を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、国、都、防災関係機関及び事業者との連携及び協力の下に、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 情報連絡及び情報提供体制の整備に関すること。
- (2) 一時滞在施設の確保に関すること。
- (3) 物資の備蓄に関すること。
- (4) 帰宅の支援に関すること。
- (5) 訓練の実施及び検証に関すること。

- 2 区長は、一時滞在施設を確保するため、その管理する公共施設を指定するとともに、事業者の協力を求め、協定の締結により民間施設を指定するよう努めなければならない。

- 3 前項の規定による一時滞在施設の施設管理者は、あらかじめ帰宅困難者の誘導及び受け入れ、物資の供給、情報提供その他運営に必要な体制を整備するよう努めなければならない。

（協議会の結成）

第23条 事業者は、区及び防災関係機関との連携を図り、帰宅困難者対策を推進するための団体を結成するよう努めなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する団体の結成を支援し、帰宅困難者対策を推進する団体（以下「駅周辺エリア防災対策協議会」という。）として認定することができる。

3 駅周辺エリア防災対策協議会は、災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため、避難経路、退避施設、備蓄倉庫等（以下この条において「安全確保施設」という。）を整備及び管理し、退避施設へ誘導し、災害情報及び交通情報を提供し、備蓄物資を提供し、避難訓練等に関する計画を作成し、並びに土地所有者等との合意による安全確保施設に関する協定を締結することができる。

4 駅周辺エリア防災対策協議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

（協議会等に対する支援）

第24条 区長は、前条の規定により駅周辺エリア防災対策協議会が行う安全確保計画の策定及び実施について必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 区長は、帰宅困難者対策を実施する事業者に対して、必要と認める場合は、支援を行うことができる。

（他の地方公共団体等との協定）

第25条 区長は、他の地方公共団体及び事業者と災害時の相互応援協定による連携を進め、応急対策及び復興対策の実施体制を確保するとともに、地方公共団体相互間の迅速な支援を図るものとする。

2 区長は、大規模な災害が発生した場合には、前項の協定を締結していない地方公共団体及び事業者に対し、応急対策に関する支援を要請することができる。

3 区長は、区の区域外における災害による被災地の復旧及び復興のため、他の地方公共団体等と連携し、物資提供、職員派遣、被災住民の受入れその他の必要な支援を行うことができる。

（放射性物質対策等の実施）

第26条 区長は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）による放射性物質から区民の安全・安心を確保するため、必要と認める場合は、国及び都と連携し、放射線量の測定等を実施するとともに、区民に対し適切な情報提供を行わなければならない。

2 区長は、前項による測定等の結果、必要と認める場合には、除染等の対策を実施するものとする。

3 区長は、前2項の対策を実施するための基準等を定めるものとする。

4 区長は、原子力災害等により電力事業者の電力供給がひっ迫するおそれがあると認められる場合は、あらかじめ方針を定め、その管理する建築物その他の公共施設の節電対策を実施するよう努めるものとする。

5 区長は、節電対策を実施するに当たっては、区民、事業者等へ速やかに周知するとともに、区民の生命、安全及び安心を確保するため、節電の協力を求めるものとする。

第5章 復興対策

(復興対策)

第27条 区長は、災害により地域が甚大な被害を受けたときは、国、都、防災関係機関等と連携し、全力を挙げて復興対策を推進しなければならない。

- 2 復興対策は、区、区民等及び事業者が協働して、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 3 区長は、復興対策を迅速かつ円滑に推進するため必要があると認めるときは、豊島区震災復興本部を設置する。
- 4 区長は、被災後速やかに、震災復興の目標並びに復興後の区民生活及び市街地形成等の基本事項に関する震災復興基本方針を策定する。
- 5 区長は、前項の震災復興基本方針に基づき、復興に関する基本計画となる震災復興基本計画を策定する。
- 6 区長は、前項の震災復興基本計画の策定に当っては、区民等及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 7 区長は、復興対策を適正かつ円滑に推進するため、あらかじめ復興の手順を定め、区民等及び事業者と協働し、平常時から復興を見据えた対策に努めなければならない。
- 8 第3項の豊島区震災復興本部及び震災復興に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月7日条例第58号）抄

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月7日条例第54号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第15条関係）

（平28条例30・全改）

東京都知事から愛の手帳の交付を受けた者又は道府県知事等から療育手帳等の交付を受けた者
介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護状態区分が要介護度3から5までのいずれかに該当する者
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）で、その障害の総合等級が1級から4級までのもの
その他区長が必要と認める者

別表第2（第2条、第15条関係）

（平28条例30・追加）

東京都知事から愛の手帳の交付を受けた者であって障害の程度が1度から3度までのもの又は道府県知事等から療育手帳等の交付を受けた者であって障害の程度がこれらと同程度のもの
介護保険法による要介護状態区分が要介護度3から5までのいずれかに該当する者
身体障害者手帳所持者であって、総合等級が1級又は2級であり、かつ、下肢機能障害が1級から4級までのもの
身体障害者手帳所持者であって、体幹機能障害が1級から3級までのもの
身体障害者手帳所持者であって、移動機能障害が1級から3級までのもの
身体障害者手帳所持者であって、視覚障害が1級又は2級のもの
身体障害者手帳所持者であって、聴覚障害が2級又は3級のもの
人工呼吸器を利用している者であって、別に、区に名簿登載の申込みをしたもの
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であり、かつ、その障害の等級が1級又は2級であって、別に、区に名簿登載の申込みをしたもの
その他区長が必要と認める者

別表第3（第15条関係）

（平28条例30・旧別表第2繰下）

住所
氏名
年齢
性別
電話番号又はファクシミリ番号
登録事由

別表第4（第15条関係）

（平28条例30・旧別表第3繰下）

民生委員
警察署
消防署及び消防団
社会福祉協議会
その他区長が必要と認める団体